

GHQ/SCAP Records (RG 331, National Archives and Records Service)

Description of contents

(1) Box no. 3069

(2) Folder title/number: (6)  
 Ehime

(3) Date: Jan. 1949 - Mar. 1951

(4) Subject:

Classification	Type of record
9810	c, t

(5) Item description and comment:

Ehime

(6) Reproduction:  Yes  No

(7) Film no.

Sheet no.

(Compiled by National Diet Library)



Wada

昭和三十六年三月二十二日

愛媛縣教育委員會委員長 渡邊菊太郎

四國民事部教育課長殿

愛媛縣教育委員會々議開催報告について

初春の候 貴殿益々御清栄の致大慶に存じます

本委員會運営につきましてもは平素格致の御指導にあり

かり厚く御礼申し上げます

就きましてもは今般左記により三月定例委員會を開催致

しますからあらかじめ御報告申し上げます

記

一、日時 昭和三十六年三月二十九日 午前十時三十分

二、場所 縣會事務局會議室（階下東側）

三、附議事項

系



議案第二〇號 縣立高等學校設置規則改正について  
 議案第二一號 小中学校長および高等學校長の人事について

三 四 五



昭和三十六年二月六日

愛媛縣教育委員會委員長渡邊菊太郎  
四國民事部教育課長 殿

愛媛縣教育委員會々議錄状況報告につて

初春の候 貴殿益々御清栄の段大慶に存にあげます

本委員會運営につさましては常に格段の御指導にあつかり  
厚く御礼申し上げます

就さましては一月三十一日開催の一月定例委員會々議錄につて  
別紙の通り御報告申し上げます

愛 媛 縣



愛媛縣教育委員會一月定例委員會之議錄

一 開會の日時および場所

昭和二十六年一月三十一日

午後一時

教育委員室

二 教育委員定数 七名

三 出席委員

渡邊菊太郎 岡田禎子 伊藤收藏 和田勇 竹尾弥次

森 虎男 (以上六名)

四 會議に參與した公務員の代名

杉野教育長 高須賀教育次長 坂本總務課長 塩見職員課長

川口学校教育課長 若藤社會教育課長 高須賀主事 井川主事

松沢主事 末平主事 山内囑託 八木指導主事 菊池補導主事

五 議事要領

一 渡邊委員長より開會を宣言し、議事録署名者には竹尾、森両委員を指名し、會期については、



愛媛県

(三) 竹尾委員より會期は一日にしては如何との動議があり、森委員これを支持し、全委員賛成したため會期は一日と決定

(四) 前回の委員会々議録は各委員に送付してゐるため朗讀をばふき追加訂正することなく承認

(四) 委員報告 なし

(五) 教育長報告

杉野教育長 六三制建築整備費國庫補助の割当について文部省へ陳情を行ったのであるが配分の直前であつたためより成果が期待される。なおその他については事務的な折衝であり別に問題はない。

六) 議案審議

一 議案第二号は準備の都合で後にとし次の議案も同時上提

二 議案第三号 公立学校共済組合愛媛支部生活資金貸付規程に

ついて



議案第四號 公立学校共済組合愛媛支所住宅資金貸付規程

以下

1) 山内囑託より兩議案を説明

2) 審議の結果 全委員原案に賛成したため兩議案を可決

3. 議案第五號 縣立高等学校(全日制課程)生徒募集について

1) 川口学校教育課長より原案を説明

(七) 協議會

2) 和田委員 定員の削減については地元の意見も聴いているか

3) 高須教育次長 地元には別段意向をきいていない

4) 八木指導主事 来年度の進学希望者数にのり募集定員に

対する本年度の比率について説明

5) 木林委員 本年度の入学者の内退学者かかたりあるか、その

理由は如何

6) 八木指導主事 退学者は能力の点で就学に堪えない者である

愛

媛

県



ハ) 森 委員

本年度の選抜が粗漏であったりではないか。

ニ) 八木指導主事

高校では教員ならぬに施設等の不足で能力の低いものの授業が出来る状態である。

三) 竹尾委員

途中で退学するものが多いことは教科課程の選抜に対する進学指導が十分でないことであるから十分進学指導を行ってほしい。

なお能力の低いものに対する教育についても充分考慮してゆきたい。

定員については一應原案を決定しても甚だしく志願者数とひらきがあれば再検討したい。

以本會議

四) 採決の結果

全委員原案に賛成したため原案を可決

3. 議案第六号

銃砲刀剣類等登録に関する手数料徴収條例に

ついて



(1) 松沢主事より原案を説明

(2) 審議の結果 全委員原案に賛成したため原案を可決

議案第二号 昭和二十六年年度歳入歳出予算見積書送付について

(1) 坂本總務課長より原案について概要を説明

(2) 和田委員 原案については委員連絡會において充分審議

してきたのであるから直ちに採決しては如何

(3) 全委員和田委員の提案に賛成したため採決の結果 全委員

原案に賛成したため原案を可決

議案第七号 愛媛縣教育委員會處務規則の一部を改正する規則

について

(1) 坂本總務課長より原案を説明

(2) 伊藤委員 課の名称を体育課と修正することを動議します

(3) 竹尾委員 動議を支持します

(4) 修正動議を採決の結果 全委員修正案に賛成したため修正

受

受

原



案を可決

5 原案について審議の結果、課の名称を除いては原案を可決  
議案第八号 体育課長の任命について

6 塩見職員課長より原案を説明

7 審議の結果、全委員原案に賛成したため、原案を可決

8 協議事項

1 校長および教員の年度末異動方針について

2 社密会において協議

3 渡邊委員長 午後四時四十分開會

4 右會議の顛末を記録し、その相違をさすことを証するため、

ここに署名捺印する。

昭和二十六年一月三十一日

議長 委員長 渡邊菊太郎

署名者 委員 竹尾弥次

愛 媛 県







昭和三十五年十二月十二日

愛媛縣教育委員會委員長 渡邊菊太郎

四國民事部教育課長 殿

愛媛縣教育委員會々議開催報告について

初冬の候 貴殿々御清栄の致大慶に存じます

本委員會の運営につきまして は平素格致の御指導にあず

かり厚く御礼申し上げます

就きましては 今般左記により十二月定例委員會を開催致

しますから ありかため御報告申し上げます

記

一日時 昭和三十五年十二月十九日 午前十時三十分

二場所 縣會事務局階下會議室 (西側)

三附議事項



議案第四九號

縣立高等學校設置規則の改正について

議案第五〇號

縣立三崎高等學校(定時制課程)の設置について

議案第五一號

宇和島東高等學校における通信教育の実施

に  
つ  
て



西

愛媛縣教育委員會十一月臨時委員會會議錄

一開會の日時および場所

昭和二十五年十一月三十日 午前十時四十分

教育委員室

二教育委員定数 七名

三出席委員

浪辺菊太郎 伊藤收藏 和田勇 竹尾弥次 森虎男

四會議に參與した公務員の氏名

杉野教育長 高須賀教育次長 坂本總務課長 山本(盛)主事 宮田主事

五議事要領

(一) 浪辺委員長より開會を宣言し議事録署名者に和田 竹尾兩委員を指名し會期についてかかる

(二) 和田委員より會期は一日にしては如何との動議があり全委員賛成したので會期は一日と決定

(三) 議案審議

ノ議案第四十八号 昭和二十五年年度歳入歳出追加更正見積の減額承認につき

(一) 山本主事 さきに送付した歳出追加見積の一部を減額することにつき知事より委員會の意見を求められたのでこれを承認するか否かにつき審議されたい旨説明

(二) 慎重審議の結果減額は縣財政上已むを得ないものと認めこれを承認することに決定



(四) 渡辺委員長 午前十一時五分閉會を宣言  
 六右會議の顛末を記録しその相違なきことを証するためここに署名捺印す  
 昭和二十五年十一月二十日

議長	委員長	署名者	全
渡辺菊太郎	和田勇	和	全
竹尾弥次	山本義雄	山	全
記録責任者			



愛媛縣教育委員會十一月定例委員會會議錄

一 開會の日時および場所  
昭和二十五年十一月十四日 午前十一時十分 縣廳第一會議室

二 教育委員の定数 七名

出席委員 伊藤收藏 和田勇 竹尾弥次 白石春樹

三 渡邊菊太郎 岡田禎子 森 虎男

四 會議に参与した公務員の氏名  
高須賀教育次長 坂本總務課長 塩見職員課長 満田調査課長  
杉野教育長 若藤社會教育課長 山本 庶主事 鎌田主事 松沢主事  
川口學校教育課長

五 議事要領  
（一）和田委員より開會の挨拶を行い委員長の任期満了による本會議の假議長の選出に  
てはかき

（二）渡邊委員より假議長は前委員長の和田委員に頼つては如何との動議があり全委員賛  
成したので假議長は和田委員に決定。

（三）和田假議長より岡田 森 伊藤の新委員を紹介

（四）委員長の改選  
委員長の改選の方法は  
伊藤委員 決定の方法は  
和田委員 決定の方法は委員の選挙によるが前回の決定に際しては選挙の前二休憩



3 森 委員

七行い協議の上本會議において選挙を決定した  
前回の決定の方法に準じて行つては如何と動議があり全委員賛成した  
ので休憩

午前 一〇時二〇分 休憩  
午前 一〇時四〇分 再開

(五) 委員長の選挙

ノ 開票主會人に和田白石兩委員を決定

ス 投票總数 七票

有効投票数 七票

渡辺菊太郎 六票

白石春樹 一票

3 選挙の結果委員長に渡辺菊太郎委員が決定

(六) 副委員長の選挙

ノ 開票主會人に和田白石兩委員を決定

ス 投票總数 七票

有効投票数 七票

岡田禎子 六票

白石春樹 一票

3 選挙の結果副委員長に岡田禎子委員が決定



(七) 新委員長ならびに副委員長挨拶

(八) 議席の決定

白石委員

従前通りイロハ順に決定しては如何との動議があり全委員賛成した  
のでイロハ順に決定

(九) 渡辺委員長より杉野教育長を紹介 続いて杉野教育長より次長ならびに各課長の紹介

(一〇) 渡辺委員長より議事録署名者に伊藤 岡田両委員を指名し會期については  
(一) 和田委員より會期は一日にしては如何との動議があり竹尾委員これを支持し全委員  
賛成したので一日と決定

(一一) 前回の委員會議録は旧委員に送付して居り新委員に承認を求むることにして  
ないので旧委員の間で協議の結果追加訂正することなく承認

(一二) 委員報告

なし

(一三) 教育長報告

なし

報告

杉野教育長 十月六七日東京都において開催の全國教育長會議の概要を次の通り  
報告  
一 平衡交付金決定後の措置について協議  
ス教員の認定講習費の予算措置について説明があった  
3. G. H. Q 民間情報教育局教育部長 ルーミス氏より教育委員會の財政権  
本年改選の委員の選挙結果が低調(投票率六〇%以下)が場合の法改正地方



教育委員会の設置方向等について説明があった。

4 地方公務員の年末手当の財源措置について協議 政府におき、措置額向上の要望をした。

5 天野文部大臣より修身科からいかに教育勅語に代る基準を考慮している旨説明があった。

6 十一月十五日総理大臣官邸で吉田総理大臣と小中学校長代表(各縣小中学校長一名、中学校長一名)が懇談するよう文部省で計画している旨説明があった。本縣代表としては選考の結果宇和島市明倫小学校長田窪稔、周桑郡一河北中学校長芥川準一郎の両氏を決定した。

(五) 竹尾委員より國家公務員には年末手当の予算措置ができていないよう聞いて、地方公務員には現在その措置ができていないようであるからその実現を促進の再確認を行う動議があり和田委員これを支持し全委員賛成したので提案通り可決。

(六) 縣教員組合より次のような陳情があった。

赤字補給金の支給(さきに要求を行っている) 新年度予算編成について種々要望を事務局まで提出しているから考慮願いたい。

午後二時二〇分 休憩  
午後三時二〇分 再開



## (七) 議案審議

議案第四十七号 昭和二十五年年度歳入歳出追加更正見積書送付について

山本(益)主事より原案ならびに縣側と折衝の結果について説明

(1) 本議案を充分審議するための協議會に入る

(2) 竹尾委員 松山南高等学校伊豫分校農産加工室の新築は他の学校の農業施設と均衡がとれないのではないか

(3) 山本主事 伊豫分校は現在他の学校の農業施設と比較して十分でないし右施設については半額の地元負担もあるのでその趣意に應えようとするものである

(4) 和田委員 松山北高校の施設(新築)について説明願いたい

(5) 杉野教育長 松山北高校の施設概要について説明

(6) 渡辺委員 地元負担で校舎(縣立高校)の修繕を行うような場合 縣費補助の早急に予算化できなければ地元の負担のみで工事を行い 縣費の工事はその後予算化して行うよう縣に折衝願いたい

(7) 本會議に入る

(8) 審議の結果 全委員原案に賛成したので原案通り決定

## (八) 協議事項

教育公聴會について

満田調査課長より原案を説明

(1) 協議の結果宇和町御荘町の開催日時については保留他は原案通り実施 委員の出席につ







西

昭和二十五年十月十七日

愛媛縣教育委員會委員長

和田 勇



四國民事部教育課長 啟

愛媛縣教育委員會之議開催報告に於て

菊薫る快通の候貴殿迄御清栄の致大慶に存じます

本委員會の運営につきまして平素格致の御指導にあすか

り厚く御礼申上げます

就きましては今般左記に於り十月定例委員會も開催致し

すからあらうかため御報告申上げます

記

一日時 昭和二十五年十月二十四日 午前十時三十分

二場所 縣議會事務局階下會議室(東側)

三附議事項

第三十九號議案 愛媛縣立図書館設置條例制定について

第四十號議案 愛媛縣立図書館規則制定について



第四十一號議案

第四十二號議案

第四十三號議案

第四十四號議案

第四十五號議案

愛媛縣立図書館規程制定について

愛媛縣立図書館協議會設置條例制定について

愛媛縣立図書館協議會運営規則制定について

愛媛縣図書館報告届出規則制定について

史跡名勝天然記念物の指定について



Mr. Matsumoto  
Mr. Wada  
Fill

昭和二十五年十月五日

愛媛縣教育委員會九月定例委員會會議錄

一、開會の日時および場所

昭和二十五年九月二十六日 午前十時四十分

於縣廳第一會議室

二、教育委員の定数 七名

三、出席委員

和田勇 則内ウラ 二宮卓 渡邊毅太郎 竹尾彌次 阿部公政

白石春樹 (以上七名)

四、會議に參與した公務員の代名

杉野教育長 高須賀教育次長 坂本總務課長 塩見職員課長 瀧田調査課長  
川口学校教育課長 若藤社會教育課長 山本盛主事 井門主事 松沢主事  
加藤主事 田辺主事 曾我指導主事 山口指導主事 八本指導主事  
清家図書館長 瀨野産 杉村産

五、議事要領

- (一) 和田委員長より開會を宣言し議事録署名者に二宮渡邊両委員を指名し會期についてはかる
- (二) 二宮委員より會期は一日にしては如何との動議があり、渡邊委員はこれを支持し、全委員賛成したので會期は一日と決定
- (三) 前回の委員會議録は各委員に送付しているのので朗讀をばふき追加訂正することなく承認

Rec'd C.E  
6 Oct '50



## (四) 委員報告

竹尾委員 九月十九日東京都において開催の全國教育委員會委員連絡協議會の概要を次の通り報告

1. 全國教育委員會委員連絡協議會都道府縣都會の結成を、會長には東京都の山崎委員、副會長には大阪、山形の兩委員が選任された
2. 教育使節團に対し全國教育委員會委員連絡協議會の名により次のような趣旨の決議文を提出した
3. 教員の給与改善認定講習に要する費用の予算化、その他教科用圖書の無償配布、平衡交付金、六三制建築整備費、國庫補助、僻地手当等について協議ならびに各関係方面に陳情を行った

## (五) 教育長報告

文部省に於て開催された平衡交付金教育費の算定基準説明會に出席の概況を報告。なお細部については文書として各委員に配布した

六三制建築整備費の國家予算が四十五億(三十五年分)に閣議の決定をみた

九月十九日四國民事部教育課のヘイガー氏が来廳の際次のような懇談を行った

- (1) 四國民事部より四國四縣に青少年指導者一一名を配置した



(2) アメリカの百科辞書の配布が本縣に二冊割をられたが、その配分は図書館活動の優劣を学校(高等学校に限る)でなければならぬので目下選考中である。

なお現品は各高校を回覧中である。

(3) 高中小学校の認定学校設置教科内容諸施設設備等が一定の基準に達すれば無条件で上級学校の進学が可能について示唆があつたが、本縣としては現段階では困難と思はれる。

(4) 高等学校における年度初の授業についてその準備の万全を期するよう要望があつた。

(5) 委員会の情報宣傳機構の強化について示唆があつたから事務局としても目下研究中である。

(六) 議案審議

議案第三十七号 昭和三十四年度公立学校共済組合愛媛支部決算について

塩見職員課長ならびに和藤主事より原案説明

(1) 審議の結果全委員原案に賛成したので原案通り決定

(七) 協議事項

1. 渡邊委員より次の事項については秘密會において後刻審議しては如何との動議があり、全委員賛成したので提案通り決定

(1) 指算主事の補充選定について

(2) 教員の懲戒処分について



る体育関係事項について

川口学校教育課長なるに田辺主事より体育の振興方策について九月十二日

行われた体育囑託委員の會合の状況およびその結果今後の方策等を説明

(1) 二宮委員 定員の増加を要望しているが、これに要する予算は如何程か、

(2) 川口学校教育課長 具体的には検討を行つてない。

(3) 阿部委員 この案により今後の方針なり対策を考えているのか、

(4) 川口学校教育課長 委員会において決事はこれに添うよう努力する考えであ

る。

(5) 渡邊委員 体育の振興方策が研究されたこと云々事は大変良い事である。又体

育囑託委員においてもその機構の充實を強く強調しているようであるが、委

員會としてもこの案の出来たことにより更に具体的交渉を行い実現化に移し

てゆきたい。

(6) 阿部委員 この案による実現は早急に行われなければならぬが、これか充

分検討の上円満な解決をはかるためにも政治的な考慮が望ましい。

(7) 川口学校教育課長 この方策の具体的説明を行い、今後はその実現に努力し

てゆきたい。

(8) 渡邊委員 提出の案によれば主管課を設置する案でない旨の説明であるが、

これには賛成出来ない。事務局は委員会決定している方針に基づいて具体



的案を提出願いたい。

(9) 和田委員長 一應午前中の審議を打ち切り、午後引續き本問題を審議することとして休憩にしては如何と発言があり、全委員賛成したので休憩

十二時三十分 休憩

一時五十五分 再開

(10) 和田委員長 体育の振興方策については行政的な部面の問題もあるから、委員會ならぬに事務局としても充分研究検討することとしたい。

(11) 和田委員長の提案通り今後なお一層具体的な研究を行うこととした

(12) 各委員より次のような要望があつた。

阿部委員 此川が政治的折衝は教育長に一任してその円滑な実現化に努力して戴きたい。

渡邊委員 体育の指導部面についても具体的な方針を早急に計画願いたい。

3. 定時制高校の整備について

川口学校教育課長より目下の状況について次の通り説明

(1) 定時制高校は発足当時より全日制高校と同等な施設なりびに設備を完備し、

その教育内容の充實を目標に発足してきたのであるが、現状勢ではこれも今部の完備は困難なことと思われ、ので一應整備してゆきたいと考えている。

(2) 事務局も整備案については現在検討中であるから一應報告しておきたい

右につき委員より早急に整備案を提出するよう要望があつた



## 4 定時制高等学校の設置について

川口学校教育課長より次の通り説明

- (7) 西宇和郡三崎村に定時制高等学校の設置を要望しているが豫算的措置が講じられないため実現することができない状態である。なお設置については今後  
も考慮してゆく考えである。

## 5 実験学校設置について

川口学校教育課長ならびに山口指導主事より次の通り説明

- (1) 年度当初より早急に指定を行いたいと考えたが一枚当りの予算が少額なため指定出来ず現在に至った

- (2) 一枚当りの予算の増額について県と折衝を行ったが出来ぬ状態にあるので実験学校設置要綱を変更して実施したい考えである。

協議の結果事務局案通り実施することとした

## 6 昭和二十六年度全日制高等学校入学者の決定について

川口学校教育課長ならびに曾我指導主事より原案についてその概要を説明実施に際しては次のような事項を考慮している

- (1) 教育法令に應じた試験問題の標準化に努力する。なお試験の実施については  
縣ならびに各郡市各学校に試験委員会を設けその実施の万全を期する

協議の結果原案通り決定



ク渡邊委員より併地にいる教員の待遇改善について次のような提案があり、全委員賛成したので協議

(1) 併地にいる教員には手当の改善が一番望ましいがこれは出来難いから慰勞として二日讀み(月一回程度)休日を考慮したい

協議の結果事務局において充分研究考慮することとした

(2) 報告事項

ノ学校給食(完全給食)について

井門主事よりその概要について報告

ス高校再築成の工事進捗状況について

井門主事より現在の状況について概要を報告

子図書館法施行に伴う図書館運営について

松沢主事よりその概要を報告引續いて清泉図書館長より現在の状況ならびに

今後の運営方針について概要を説明

(3) 次の事項については秘密会で審議

ノ指導主事の補充選定について

ス教員の懲戒処分について

(4) 和田委員長午後五時十五分閉會を宣言



六右會議の頭末を記録しその相違なきことを証するためここに署名捺印する。

昭和二十五年九月二十六日

議長 李貴長  
署名者委員  
全 全  
記録責任者

初田 勇  
二宮 卓  
渡邊 菊太郎  
門屋 賢一



昭和十五年八月三十日

愛媛縣教育委員會委員長 和田 勇

四國民事部教育課長殿

愛媛縣教育委員會々議錄狀況報告について

貴殿よりよく御清栄の御事大慶に存いあげます

本會運営につきましても常以格致の御指導にあつかり

厚く御礼申し上げます

就きましても八月十七日開催の八月定例委員會々議

錄につき別紙の通り御報告申し上げます

愛 系

Handwritten signature and initials





愛媛縣教育委員會八月定例委員會々議錄

一 開會の日時および場所

昭和二十五年八月十七日 午前十一時

於縣議會事務局階下會議室

二 教育委員定数

七名

三 出席委員

和田勇

則内ウラ

二宮卓

渡邊菊太郎

竹尾彌次

阿部公政

白石春樹

(以上七名)

四 會議に參與した公務員の代名

杉野教育長

高須賀教育次長

坂本總務課長

塩見職員課長

川口學校教育課長

山本盛(主事)

松沢主事

鎌田主事

五 議事要領

(一) 和田委員長より開會を宣言し議事録署名者に白石、則内兩委員を指名し會期についてはかる。

(二) 二宮委員より會期は一日にしては如何との動議があり、渡邊委員これに支持し全委員賛成したので會期は一日と決定

(三) 前回の委員會々議錄は各委員に送付してゐるので朗讀をはらき追加訂正することなく承認

(四) 委員報告

なし

(五) 教育長報告



杉野教育長 高等学校再編成に伴う施設費については東中南予別に校長會を開催し、現在慎重審議してゐるかの纏り次第委員會におはかりしたい旨報告

(六) 議案審議

議案第三十五號 昭和二十五年年度歳入歳出追加更正見積書送付について

山本盛(主事)より原案について次の通り説明

(1) 八月八日の委員連絡會において説明致しました通りでありますかその際保留されてゐると申上げました予算(宇和島南校水産科施設費、南予通信教育実施校設置費、松山南校伊予分校農産加工室建築費、新居浜西校施設費)については平衡交付金の決定をみた上でなければ縣財政の見透も明確にならぬので保留されるに到つた

(2) 渡邊委員 さまに委員連絡會において協議の事務職員養護教諭結核代員の問題について知事並に事務當局と折衝を行った結果について次の通り報告  
事務職員ならびに養護教諭については平衡交付金の枠が決定しない現在ではその設置は困難である

口 結核代員については平衡交付金の枠が決定次第考慮したいから保留させて戴きたい

(3) 白石委員 事務職員については市町村の半額負擔により予算計上するようしては如何



(四) 竹尾委員 現在小中学校に事務職員を設置している処か如何程あるか調査願いたい

(五) 二宮委員 本問題については千葉縣は解決済靜岡縣は十八學級以上の処に設置しているよう聞いているが、この問題は全國的な問題であるから他縣の状況もよく調査してやつていきたい

(六) 白石委員 現在の縣財政の状況かうみて全額縣費は困難と思はれるから市町村半額負擔での交渉は如何

(七) 竹尾委員 本質的には縣が全額支出すべきであるが現在の縣財政の状況では困難なこと、思われるから一應市町村に半額負擔を願うようしてその設置に努力してゆきたい。なおこれについては市町村なうむに一般の輿論を喚起し逐次その解決に向いたい

(八) 和田委員長 事務職員養護教諭結核代員の問題を切り離し原案について裁決したしたいと発言があり全委員了承

裁決の結果全委員原案に賛成したので原案通り決定

(九) 渡邊委員 事務職員の問題については半額市町村負擔としてやるにしても、その調査が今縣議會までには出来なうと思はれるから全額縣費による折衝を行うか又は平衡交付金の枠が決定しても円満な解決をみないものと思はれるから二本立予算として今縣議會に提出するか、それとも九月まで保留するか何れかに決定したい。



(七)和田委員長より休憩にしたいと発言かあり全委員了承

十二時 休憩

一時 再開

(八)和田委員長 議事を変更して議案第三十六号より審議してゆきたいと発言かあり全委員了承

(九)議案審議

一、議案第三十六号 愛媛縣職員定数條例の一部改正について

山本(盛)主事 原案説明

(一)審議の結果全委員異議なく原案を承認したので原案通り決定

(二)報告事項

一、図書館法に関するその後の経過について

松沢主事よりその概要について報告

二、文化財保護法に関するその後の経過について

松沢主事よりその概要について報告

三、文化財の防火施設について

(一)松沢主事 各館管理者より防火施設の国庫補助の申請が提出され、

ので委員会としては、これ等申請書に副申をして本省に提出するよう取計っている旨報告



4. 温泉教育事務所移轉について

(1) 山本主事 温泉地方事務所の税務関係職員増加により移轉の已むなきに到つたので堀の内商工賃賦課が居る二階に近く移轉するようになってい  
る旨報告

5. 高等学校における学習成績について

川口学校教育課長よりその概略について報告  
6. 教員旅費の配分について

山本主事より次の通り説明

(1) 事務局案なるべく縣教組案についてそれ／＼説明その両者の了解せられて  
いない矣について委員會の決定を願いたい

事務局案

イ. 教育事務所の調整額として七万円一割事務所をおきたい  
ロ. 地域割の中各学校割七〇% 教員割三〇%とする

縣教組案

イ. 教育事務所の調整額は地方との話合による  
ロ. 地域割の中各学校割三〇% 教員割七〇%とする

(2) 高等学校の旅費配分については組合とは了解済である

(3) 協議の結果事務局で配分することに決定

(4) 渡邊委員より事務局に対して次のような要望があつた

イ. 高校については校長旅費の比率について研究願いたい

ロ. 明年度からは四月に配当出来るよう努力願いたい



八高校の需用費の配分を早急に纏いた  
ク。教育委員の定例選挙について

坂本總務課長よりその概略を報告

(二) 協議會

人事務職員の設置について

(1) 阿部委員 八月縣會に提出するまでにもう少し客觀的状況より慎重審議しては如何

(2) 渡邊委員 從來すでに相当検討して来た問題であるが、今議會に提出するのは一應差控之強く縣との折衝を行い九月縣會には必ず提出するようしたい

(3) 竹尾委員 市町村長にもその趣旨が充分徹底して行ないようであるが、これに趣旨の徹底に努力し実現に向いたい

(4) 二宮委員 折衝の結果已むを得ない場合は二本立てでも行うか始めより二本立てでもやるといふようなことは決定出来ない

(5) 渡邊委員 最善の努力をして九月縣會にはその解決をはかりたい。なお努力しても町決をみないようであらば二本立て予算でも行いたい

(6) 和田委員長 九月縣會には最善の努力を盡してやるか、萬已むを得ない場合は二本立て予算をも辞さない

(7) 協議の結果和田委員長の発言の線により実施することに決定



(6) 竹尾委員 最善の努力の具体的方法について協議したい。

(7) 協議の結果次の通り決定

イ、事務局なりびに各学校長を通じ各市町村長にその趣旨の徹底を期する。

ロ、文教委員会にも連絡し予算化に協力を願う。

ハ、その他の方法については教育長に計画を願う。

乙、高校再編成の施設費については二十四日の委員連絡會において審議すること、

した。

(三) 和田委員長 午後三時閉會を宣言

六、右會議の顛末を記録しその相違なきことを証するためここに署名捺印する

昭和二十五年八月十七日

議長	委員長	和田 勇
署名者	委員	白石 春樹
全	全	則内 ウラ
記録責任者		門屋 貞一



愛媛縣教育委員會八月臨時委員會之議錄

一、開會の日時および場所

昭和二十五年八月八日 午後三時四十五分 於教育委員會室

二、教育委員定数 七名

三、出席委員

和田勇、則内ウラ、渡邊菊太郎、竹尾彌次、阿部公政  
(以上五名)

四、會議に參與した公務員の代名

杉野教育長、高須實教育次長、川口学校教育課長、井門主事

山口指導主事、池川主事

五、議事要領

- (一) 和田委員長より開會を宣言し、議事録署名者以下竹尾、阿部、両委員を指令し、會期について分かる
- (二) 和田委員長より會期は一日にしては如何と発言があり全



委員賛成したので會期は一日と決定

(三) 議定不審議

1. 議案第三十四號 新制大学入学資格認定試験委員會につ

川口学校教育課長原案説明

(1) 審議の結果全委員原案に賛成したので原案通り決定

六右會議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため

ここに署名捺印する

昭和二十五年八月八日

議長 委員長

署名者 委員

全 全

記録責任者

和田 勇

竹尾 彌次

阿部 公政

山本 義雄



愛媛縣教育委員會七月定例委員會々議錄

一 開會の日時および場所

昭和三十五年七月三十四日 午前十時四十分 於教育委員會室

二 教育委員定数 七名

三 出席委員

和田 勇、則内ウラ、渡邊 勲太郎、阿部 公政、竹尾 邦次、  
= 宮 卓一、白石 春樹

四 會議に參與した公務員の名

杉野 教育長、高須 教育次長、川口 学校教育課長、若藤 社会教育課長、  
山本 盛(主事)、井門 主事、松沢 主事、鎌田 主事、山口 指導主事

五 議事要領

- 一 和田委員長より開会を宣言し、議事録署名者に二名、渡邊 兩委員を指名し、会期については、  
委員を指名し、会期については、  
委員を指名し、会期については、
- 一 渡邊委員より、会期は一日にしては如何と、動議あり、阿部委員  
二名で支持、全委員賛成したので、会期は一日と決定。



各委員に送付して、前回委員会の議録は本会において朗読をばがき追加訂正することなく承認。

四 委員報告

渡辺委員より協議会に致したのと発言があり、全委員賛成したので協議会に入ります。

八 渡辺委員 七月十八、二十、両日東京都において開催の全国教育委員

員会連絡協議会に出席し概要を次の通り報告。

全国教育委員会連絡協議会に現在加入していない近畿二府四県があり、これが全国的な組織に改組すべく努力して来たのであるが、この度の会議において近畿二府四県も加入し、その名称も全国教育委員、連絡協議会と改め発足してゆきたいとの意見が多数であったので、愛媛県とともに大同団結の見地より同意してゆくよう了解したから、本委員会として承認願いたい。

全委員右について異議なく承認

全国教育委員連絡協議会の改組により改正された規約の重要な事項は次の通りである。

一 都道府県の部会を設置される

二 六大都市の部会

三 市町村の部会



口 現在までの本員長、副委員長制度は会長、副会長（二名）とする。

なお現在の役員は留任、副会長一名には大阪府より選出した。

(3) 幹事は従来の規約によりそのまゝ任期まで留任する。  
各都道府県の規程については差違が草案を造っているが後日各都府

(4) より二名程度の出席を求め審議することにした。  
昭和二十四年度決算ならびに、昭和二十五年一五〇万円程度の予算につ

(5) いて説明があり、承認したから御了解願いたい。  
教育長発言

全国教育委員連絡協議会ならびに各都府長連絡協議会はその事務内容も、  
ほとんど同一のものであるにかかわらず、事務局が別々になつていゝので  
これを一つにまとめれば現在の経費も相当に節約出来るのではないかと思

(6) 文部省側より次のよう説明があつた  
天野文部大臣

イ 六三制建築整備費については今後とも国庫補助を行つてゆきたい。  
ロ 標準義務教育費については今後立法化に努力してゆきたいが現在の  
案では賛否両論もあり非常に困難である。  
ハ 免許法による単位の修得については三ヶ年間の延期を行う。なおこれ  
が具体的な検討は委員会制度により行う旨日叙組にも説明している。



追つて認定講習については今秋通信教育により行いたい。

二 認定講習については免許法施行法第七條の三、年の延期と補正豫算

(一五億円の半額国庫)を次回の國會に提出する予定であるから地方でも充分御考慮願いたい。

ホ育英金については昭和二十五年以後は現在の希望者の二〇〇程度のもので一〇〇〇程度まで引上げよう。

辻田初等中等教育局長ならびに内藤庶務課長

イ 平衡交付金の中の教育費については各都道府縣にも連絡されていゝ事と思われ、から充分研究願いたい。なお現在の内容では小学校費、中学校費、高等学校費との他の教育費と別れていゝ。

又保田管理局長

イ 六三制建築整備費については従来認定外事業として全國で百十億程度のもので工事費といふからこれが予算化に努力してゆきたい。

なお現在の施設を七坪まで引上げ、には四十億の予算を必要とするので、これが予算化に努力すると共に、これが完成の上は小学校、〇九坪、中学校一ニ坪まで引上げる(四四億)べく努力してゆきたい。考えであり。



福原統計課長

イ 指定統計(教育)については、同業信越ア、ク、リ教育委員会に移すべく努力してほしいと要望があったが、賛否両論ありなお文部省としても充分研究するから地方でも研究願いたい。

関口調査局長

行政政調査を実施しているから各都道府県の御協力をお願いしたい。

七月十一日 阿部委員  
七月十一日 阿部委員  
通り報告

(1) 同会議に出席の縣方らに各郡代表者と共に文部省を訪問し、六三制建築整備費の補助問題について陳情を行った。この際、説明では政府としても補助正予算として四十三億を予算計上してゆきたい考えであると説明があった。

(五) 教育長 報告

七月二十日 高知市において開催の四國四縣教育長会議の概要について次々通り報告は

認定講習について各縣の事情報告があった。

高知県

(1) 愛媛看は才七候該号者(総数五五〇〇名)各会場は十九ヶ所である。

(2) 七月十日才一次を閉講したが受講者は三三六名で主として高知市を中心とした高校生であった。

(3) 六一回は七月二十二日開講されることが出席出席の予定である。

(4) 受講者旅費は既定予算から九百万円純増費二百万円計一千一百万円で賄いこまれている。(教組要求額は一千二百三十万円)

香川県

(1) 七月十四日委員会が延期延期を發表した。然し高松側には教組を脱退して受講したい空気がある。

(2) 受講者旅費として教組は一千万円と要求しているが委員会は六百万円を異例に折衝中である。

徳島県

(1) 才一次には「土」日講習して六単位を實施し七月十六日これを終了した。



・受諾者旅費二十五万円は支出前である。  
(2) 予二次は七月二十四日から開講されるが予七條該巻七、三二五名全員出席の子定である。

(3) 教壇に備わすため開講までに全員「法改正」の要求書に署名捺印する。

(4) 高年子校側は教壇から分組している。

(5) 受講者旅費は四百万円あればよいので追加要求する。四百万円あれば既定予算は喰わなくて済む。

乙 教育学部長との懇談会  
出席者は四國四縣の教育長と教育学部長との懇談であった。

(1) 大子側の要望は次の通りである。  
一 一時間の講師謝礼を二百円にして貰いたい。中止或は延期の場合には印刷代、謝礼金を別途考慮して貰いたい。

ハ 大学 委員会両者よりの密接な連絡を希望する。  
右について完結面では四縣の協力を採る。

丙 その他  
「法改正」その他について四國四縣教育長協議会の名において中央へ要望した。四國四縣教育長協議会常任委員会からは四國四縣教育長協議会宛に認定講習に関する要望書からいし代表者からの陳情があった。

和 田委員長休憩と動議し 全委員これに賛成したので休憩すること決定  
〇時八分休憩

午後一時五分再開

秘 密 會

協議会を打ち切り本会議に入る。



4. 認定講習について

(1) 渡邊委員 目下重要なる認定講習について次のような緊急動議  
があり、全委員支持

諸般の客観状勢の急変からして今回の認定講習を再度縣に  
おいて検討し、文部省の認可を得て実施しては如何

(2) 二宮委員 阿部委員

縣教組が反対を唱えたからと言ってこの計画を変更するのでは  
なく、中央からの指針もあり、又諸般の客観状勢から委員会自  
体が悪いところを改善し、計画を変更すると言ふことを腹にお  
いて計画を樹て直すことが必要である

(3) 審議の結果認定講習は諸般の見透しかつくまで延期することに決定  
(4) 教育長 縣教組に対して認定講習は諸般の見透しかつくまで延期  
する旨発表

(五) 議案審議

議案第三十二号

昭和二十五年年度歳入歳出追加更正見積書の送付  
について

議案第三十三号

愛媛縣職員定数條例の一部改正について

山本(原)主事説明

1. 議案第三十二号及び第三十三号は七月縣議公会か八月下旬に延期



なつたので再度審議検討して提出したい旨説明  
又、このことについては全委員賛成該原案を撤回することにより決定

(六) 協議事項

1. 新居郡角野町西永分団長甲斐勝利(政人)の表彰について

若松社会教育課長説明

この協議の結果表彰については教育長に一任することにより決定

(七) 報告事項

1. T.A 研究校指定について

若松社会教育課長その概要について説明

又、校外生徒の通学について

丹内主事その概況を次のように説明

小松高等中学校、校区内の生徒の二、三学年四十五名が現在丹原高等中学校に  
通学している現状である

これについては高等学校設置規則によりその真偽を調査の上善処  
することとした



3. 松山北高等学校校地向題について  
協議の結果 教育において早急に関係者と具体的交渉を行う  
こととした

4. 阿部委員より閉会の動議があり、二宮委員支持、全委員賛成したので

閉会

5. 和田委員長 午後三時四分閉會を宣言

6. 右會議の顛末を記録しその相違なき事を証するためこゝに署名捺印  
する

昭和二十五年七月二十四日

議長 委員長  
署名者 委員  
記録責任者

和田 勇  
渡邊 菊太郎  
二宮 卓  
内屋 賢一



Und.  
西

昭和三十五年七月十日

愛媛縣教育委員會委員長 和田 勇

四國民事部教育課長殿

愛媛縣教育委員會々議開催報告について

盛夏の候貴殿益々清栄の致尺慶に存じます

本委員會の運営につきまして平素格致の御指導にあづか

り厚く御礼申し上げます

就きましては左記により七月定例委員會と開催致

しますからあらうかい御報告申し上げます

記

一、日 時 昭和三十五年七月十八日 午前十時三十分

二、場 所 縣廳第二會議室 (三階)

三、附議事項

議事第三三三號 昭和三十五年度歳入歳出追加更正見積書送付について

REC'D C.F.

DATE 13 July 1950



原

協議事項、新居郡南野町西泉分團長甲斐勝利（故人）

の表彰について

報告事項、10、T.A 研究校指定について

11、新居郡南野町西泉分團長甲斐勝利（故人）の表彰について

12、T.A 研究校指定について

13、新居郡南野町西泉分團長甲斐勝利（故人）の表彰について

14、T.A 研究校指定について

15、新居郡南野町西泉分團長甲斐勝利（故人）の表彰について

16、T.A 研究校指定について

17、新居郡南野町西泉分團長甲斐勝利（故人）の表彰について

18、T.A 研究校指定について

19、新居郡南野町西泉分團長甲斐勝利（故人）の表彰について

20、T.A 研究校指定について

昭和41年9月27日



昭和二十五年七月十一日

愛媛縣教育委員會

委員長

和田

勇

四國民事部教育課長殿

愛媛縣教育委員會々議状況報告につりて

貴殿いしく御清榮の御事大慶に存じ上げます。

本會運営につきましては常に格段の御指導にあづかり厚く

御礼申上げます。

就きましては六月二十七日開催の六月定例委員會々議録につりて

別紙の通り御報告申上げます。

REC'D C.E.

DATE 13 July 1950



愛媛縣教育委員會六月定例委員會之議錄

一 開會の日時および場所

昭和二十五年六月二十七日 午前十時三十分 於縣議會事務局階下會議室

二 教育委員定数 七名

三 出席委員

和田 勇 則内ウラ 二宮 卓 渡邊菊太郎 竹尾弥次 阿部公政

四 會議に參與した公務員の氏名

高須賀教育次長 塩見職員課長 川口学校教育課長 若藤社會教育課長  
小本處主事 高須賀主事 井門主事 松沢主事 加藤主事 岡野主事  
管主事 山口指導主事 神尾神導主事

五 議事要領

(一) 和田委員長より開會を宣言し議事録署名者に阿部 則内兩委員を指命し會期についてはおろし。

(二) 阿部委員より會期は一日にしては如何との動議があり渡邊委員これに支持し全委員賛成したので會期は一日と決定

(三) 前日の委員會々議録は朗讀をばふき訂正追加することなく承認

REC'D C.E.

DATE 3 July 1950



(四) 委員報告

阿部委員より社会教育委員会に出席の際、同委員会より今後の開催についてはなるべく教育委員の出席が望ましいと要望があった旨報告

(五) 教育長報告

高須質教育次長より次の通り報告

六三制建築整備費については委員会におはかりの線により都市別割当を行つたなおこれが割当配分は大体円満に解決をみた

大阪府教育委員水川清一氏が来庁し六三制問題並びに標準義務教育費法案の通過について全国教育委員会々議を開催するよう愛媛県よりも運動協力してほしい旨要望があつた

(六) 議案審議

議案第二十八号 公立学校共済組合愛媛支部運営審議会委員の任命並びに

委嘱について

加藤主事原案説明

(一) 審議の結果全員原案に賛成したので原案通り決定

又議案第二十九号 昭和二十六年年度愛媛県公立学校使用教科書の採択について

川口学校課長より原案について次の通り説明



(1) 採択委員会の経過並びに採択漏れの本書の採択について説明  
 (2) 審議の結果全委員原案に賛成したため原案通り決定  
 3 議案第三〇号 小中学校長の任命転補について

(1) 標記については渡邊委員より後刻秘密會において審議しては如何と御議かの  
 り全委員賛成したので後刻審議することに決定

(七) 協議事項

1 認定講習追加予算について

井門主事より次の通り説明

(1) 標記豫算については当初事務局が折衝の際二千三百餘万円の要求を行つたが  
 認定講習を開催するに必要は四百六十餘万円が認められたのみで受講者の旅  
 費については全然認められなかつたから委員会の御努力を御願ひしたい。

(2) 渡辺委員 受講者の旅費を除けばこれをやつてゆける見込みがあるか

(3) 井門主事 大体やつてゆける見込みである。

(4) 高須賀教育次長 四國四縣の総務部長會議で本問題が取上げられ協議された  
 ときいてはいるが、それによると各縣とも受講者の旅費は計上しないことにな  
 つてゐるようであるが事務局はなお一層の折衝を行ふから、委員会において  
 も御努力をお願いしたい。



(5) 和田委員長 受講者の旅費の予算化につりてはどのような方法により行いか協議しては如何

(6) 渡辺委員 高校再編成の施設費の問題もあるから早急に委員連絡会を開幕するようにしては如何

(7) 阿部委員 本県のみが特別なこととするのでは折衝も困難と思われらるから他県の状況なり資料を得て後折衝を行うようにしては如何

(8) 竹尾委員 阿部委員の解説の通りであるがなお本県としては実情に即した実降の必要額を調査しこれにより折衝しては如何

(9) 渡邊委員 事務局より具体的資料を提供してもらい午後これを検討して委員會としての態度を決めたいからこれを休憩することをお議する

(10) 全委員これに賛成したので休憩することに決定

十一時五十五分 休憩

一時再開



- (1) 井門主事 予算書について説明
  - (2) 山口指導主事 認可受取 文部省で認定講習計画によれば当初委員会におはかりした計画案より受講者の旅費は減少されるのではないかと思われよう。
  - (3) 審議の結果受講者の旅費については事務局で実際に必要な額を調査し完了次第協議することによって決定
- 2 全国高等学校選抜野球大会愛媛県予選の実施期日について
  - (1) 川口学校教育課長より標記大会を七月十八日より七月二十三日の間で開催したいから授業日で済ませたいと説明
  - (2) 協議の結果教育に支障を来さないよう、教育長において適当に実施してよいことに決定
- 3 高等学校再編成施設費について
  - (1) 高須賀教育次長より一月県会以後の経過並びに状況について簡単に説明  
なお不専校舎の賣拂については見積額の二割引程度により知事より出席を得て処理委員（縣議會正副議長、正副文教委員長、正副總務警察委員長、正副教育委員長）の立會いのもとに七月三日頃地元と折衝を行う予定である。
  - (2) 協議の結果再編成の施設費については七月三日に委員連誼會を開催し協議することによって決定
- 4 松山地区高校の視察について
  - (1) 協議の結果七月三日に高校視察の全般的な総合結果を報告書の形で作りたい



から明日（六月二十八日）市内三校を視察することに決定

5 和田委員長

体育課設置の問題が持ち上つていゝが、その状況を説明願いたい

(1)

若藤教育課長ならびに松沢主事より縣会の各常任委員會においては國体討致

のためにこれを専問とする課を設置すると云ふことを討議したよ）であるが

明確なことはわからない旨説明

(2)

渡邊委員 体育行政を積極的に強化するため教育長に縣之折衝願うようにな

つていゝがその後の経過は如何

(3)

協議の結果体育行政の弱体化を一般より指適されていゝのであるからこれに

答えるためにも委員會として縣に充分折衝を行ひこれが強化に努むべきで

はないかと各委員の意見の一致をみたので早速副知事と懇談をなすこととし

委員會としての考えを傳へることに決定

6

青年辯論大会に委員會名を使用することについて

若藤社會教育課長より標記に付いて主催者より後援してほしりと要請があつ

たので教育委員會と賞品授與を行いたい旨説明

(1)

協議の結果教育長において適当に処理することに決定

7

全國高等学校陸上競技大會に委員會賞を授與することについて

川口学校教育課長説明

(1)

協議の結果教育長において適当に処理することに決定



ハ) 報告事項

1 第四回全国リフレンド大会について

松沢主事よりその概要を説明委員の出席を要望

2 社会教育研究大会の開催について

松沢主事よりその概要を説明委員の出席を要望

3

協議の結果宇和島会場は竹尾委員、新居浜会場は渡辺委員が出席と決定

4

七月二日実施される全国高等学校陸上競技大会四国大会の開催について

5

川口学校教育課長よりその概要について簡単に説明

6

井門主事より処末ミルクを中學校にも給食していたがこれが出来なくなった

7

今迄南高の学校寄宿舎における赤痢発生について

8

川口学校教育課長よりその状況並びに処理の概要について報告

9

文化財保護法について

10

若狭社会教育課長よりその要旨について概要を説明

11

現職教育計画の文部省よりの認可について

12

川口学校教育課長よりさきに一週六日として一単位附與し四十二日間に七単位附與せんとした計画にむとづく申請が認められず一週を七日として四十二日間に六単位附與することが認められたので教育長より了解を得てこれを変更した旨報告



8 実験学校について

川口学校校長より指定するに至つてない現在までの状況について簡単に報告

三時一〇分休憩

三時四〇分再開

(九) 議案第三〇号 小中中学校長の任命転補について

秘密会において審議

(八) 和田委員長午後四時四十分開會を宣言

六 右會議の顛末を記録しその相違なきことを証明するためここに署名捺印する

昭和二十五年六月二十七日

議長 委員長

署名者 委員

全々 全

記録責任者

和田 勇

阿部 公政

則内 ウラ

門屋 賢一



(21 Jan '50 - 20 Feb '50)

26 Feb '50

## 教育活動月報

愛媛縣教育委員会

この報告書に含まれている各種報告及びその他の教育関係報告を熟読し、理解した後に、教育長は月間にあらわられた顕著な傾向或は達成された業績につき、数行の評価を附記すること

## 1. 高等学校再編成施設費について

再編成後の臨時施設の所要経費四十七百万円の内、一千万五千五百円一月縣會で承認されましたので、これにより緊急施設の整備を要する学校について施行中であるか、なお残餘については不要となった学校資産を処理し、これの売却代金を以て早急に建築整備するよう目下努力中である。

## 2. 高校入学者生徒定員について

高校再編成後において既に生徒定員を決定していったのであるが、昭和25年度入学者願着が多少、各校共に過剩を来たしてゐるので、これが再編成の根本原則である教育の機會均等と教育の民主化等の大乗的見地から見て、慎重審議の結果、各校の施設の生徒收容能力に応じて出来るだけ多教入学させるような措置をとった。



## 教 育 委 員 會

## A. 會合の回数及び月日

a. 定例 1回 1月26日

b. 特別 1回 1月25日

## B. 主要議題

1. 昭和24年度歳入歳出追加更正予算書送付について
2. 縣立高等学校通学区の変更について
3. 縣立高等学校の定時制課程を全日制課程に変更することについて
4. 小、中学校の教員の年度末人事異動について

## C. 主要決議事項

1. 昭和24年度歳入歳出追加更正予算中高等学校再編成施設費については一月縣會に於て必ず予算措置することを決議した。
2. 昭和25年度高等学校入学者生徒定員も各課程別入学志望者数に應じなるべく多教入学させるよう決議した。
3. 松山北高校農業科について現在本校(旧松山城北高校)に農業施設の設備がないからこれか施設の整備するまで当分の間農業教育上必要を得ない授業については暫定的に旧松山農業高

## D. 委員の出席した会合(日時場所目的日程評価) 校を使用することした。

1. 委員連絡會 1月25日、27日、28日、30日 2月13日、14日  
昭和24年度追加更正予算並に昭和25年度予算について協議
2. 縣會 1月31日、2月1日、2日、3日 縣會上程議案説明のため
3. 山口民衆部へカーン氏との懇談會 2月7日 教育上の諸問題



局 務 事

A. 機構又は職員の変更

職 名	氏 名	奉 令 年 月 日
主事 (二級)	菅 沼 昇	昭和24.12.28日退職
技師 (二級)	唐 津 秀 雄	昭和24.12.31日退職
主事 (二級) 図書館長	萩 山 秀 雄	昭和25.2.10日休職
全 上	清 家 美 枝	昭和25.2.10日任用

林



## 教 育 長

## A. 現在目標とあるもの及びその達成の程度

高等学校再編成臨時施設の所要経費は四千七百万円を必要とし、これの三分の二以上は今回不要となった学校資産を内滑かつ適正に処理し、その売却代金の収入を以てこれに当てる方針を取ったのであるが、これが早急に処理が出来ない状況であるので一月県会において四千七百万円の内一千八百万円を純県費として支出することの承認されたので、さしあたり四月までに完成するよう重責的な施設計画を樹立し現在施工中である。それによる事業内容は次の通りである。

普通教室 12 特別教室 4 裁縫室 10 劇室 9 計 35室

## B. 主要な活動

高等学校再編成による学校視察を次の日程で行った。

2月16日 三瓶高等学校  
2月17日 八幡浜高等学校

## C. 出席した会合(日時、場所、目的、日程、出席者及び数、評価)

1. 委員連絡會 1月25、27日、28日、30日、2月13日、14日  
昭和24年度追加予算並に昭和25年度予算について協議。
2. 県會 1月31日 2月1日 2月3日 県會上程議案説明。
3. 山口民部ヘイカー代との懇談會 2月7日 当面の教育諸問題



学 校 管 理

A. 教育財政

1. 昭和24年度歳入歳出追加更正予算として次の通り要求を行つた。

5. 教育費	51,953,525	16 教育諸費	6,827,246
1. 教育委員会費	240,000		
2. 小学校費	22,830,039		
3. 中学校費	14,089,939		
4. 高等学校費	5,838,958		
5. 定時制高等学校費	△1,010,190		
7. 盲聾学校費	295,841		
10. 教員保養所費	218,800		
15. 恩給費	2,622,892		

B. 提出又は承認された予算

昭和24年度歳入歳出追加更正予算として一月繰會で同上額の承認された。



教員現職教育

A. 教育を主題とした学校その職員会議

状況不明

B. 教員の教育団体（労組的でないもの）の業績

1. 小中学校の各12について、健康教育指導細目作製委員会が着々

研究を催し原案を審議中である。

2. 愛媛国語教育研究会で「国語教育の課題」を印刷し会員に配布した。

C. 現職教育に関して開かれた会合（日時場所出席者及び数  
目的目程評価）

日	時(日)	場所	出席者数	目的	評価	日時(日)	場所	出席者数	目的	評価
2月4日	(1日)	松山 甲陽中	中学者40	理科研究	良	2月18日	(10) 八幡	松山小 300人	理科研究	良
2月8日	(1日)	松山 甲陽中	小高者50	" "	良	2月20日	(10) 港東	郡小 40人	理科研究	良上
2月13日	(1日)	松山 甲陽中	小中者70	社会科研究	優					
2月15日	(1日)	港東 正岡小	小学者45	社会科研究	良上					

D. その他の現職教育活動

「現職教育計画委員会」と併せて、認定講習単位、卒定人員、時期、会場、講師等に関する事項の打合せを執行した。

E. 関係諸機関諸団体との協力

記すに及ばず



実 験 学 校

A. 実験学校に対する指導係の活動

実験学校での研究会は可成頻繁に開かれて居り、  
地方指導主事は之等の殆どに出席しているが本庁  
の指(補)導主事は他の用務に忙殺され出席する機  
会を持たず

~~調査機関に~~關心を配られた点とその評価

該当事項なし



生徒団体

A. 生徒協議会 (特記すべき学校の状況)

1. 新居郡神郷中學校 (二月三日) 新居郡中學校 生徒指導研究会)
  - a home room へ於て生徒協議会へ提案する二月の努力目標を協議して
  - 生徒協議会へ於てPTAの指導と本校の同窓規程を協議して
  - 冬季の発言状況議長の司令振舞適切と思つた
2. 西條町高島中學校 (二月六日) 松山東高島中學校 (二月七日) 宇和島高島中學校 (二月八日)
  - (高島中學校経営協議会に於ける生徒指導と英語の研究)
  - a 各校とも生徒協議会の会議を参加してその討議の home room
  - へ基盤をおく旨を欠する所であつたので助言した
3. 委員会主催の生徒指導研究集會
  - 新居五合場で中學校高島中學校の校長及び home room
  - の指導計画及び生徒会の組織と運営を研究主題として研究集會を
  - 催した之れによつて各校が指導計画の整備されるそのの期待
  - 日、生徒クラブ (特記すべき学校の状況)

様元事記所



## 學校再編成

### A. 學校統合その他の進捗

1. 西條北高校定時制課程晝間家庭科の生徒(86名)ならぬに小松高校定時制課程晝間女子部生徒の一部(71名)をそれぞれ全日制課程の相当学年へ転籍せしめ、西條北高校定時制課程晝間家庭科は昭和二十五年三月三十一日限りこれを廃止することになった。(一月二十六日議決)

2. 小松北高校農業科は設備の都合で農業課程のみ暫定的に旧小松農業高校を使用することになった。(一月二十六日議決)

### B. 通学区決定の進捗および隘路

次の通り通学区の変更があった。

1. 西条郡、双岩村の通学区は字和泉のみが三瓶高校で他は八幡浜高校であったが、全村全体を両高校の重複通学区に変更した。(一月二十六日議決)

2. 今治北高校通学区の乃万村を今治西高校の通学区に変更した。(一月二十六日議決)



## 學校再編成

C. 再編成に関して開かれた会合その他

1. 一月三十一日縣議会において再編成に伴う縣立高校緊急建築設備費1,855千円が議決された。内訳は次の通りである。

普通教室	12教室
特別教室	4教室
裁縫室	10教室(内改造6)
刺繍室	9教室(内改造2)

2. 以上により二月一日官膳課と打合せを開催し二月十日までに関係各校の建築設計を終え、新学期開始には是非とも建築を完了するよう申合せた。



教 員 養 成 機 関 (昭和25年2月分)

A. 教育の向上に役立った教員、学生の貢献

愛媛大学教育学部  
愛媛大学愛媛師範学校

愛媛大学愛媛青年師範学校分事項札

1. 愛媛大学、愛媛師範学校合同演劇部主催、演劇研究会発表会開催 (1月22日市庁ホールにて)
2. 社会科学研究発表会開催 (学生の2/1月29日、2月4日)

B. 各機関に関する主要な問題

1. 大学としての統一的組織と適当な指導者を得ることが先決の問題である
2. 最近の行きすぎた左派の活動から一般の自心が弱められている。  
社研本末の使命達成のため学識と熱意ある指導教官を得る必要に迫られている。



(25.2.21)  
高等教育機関 (大学、高専) 愛媛大学

A. 主要な問題

豫て草案中の愛媛大学学則を本学評議會において審議し  
2月10日決定した。

B. 特記すべき活動又は貢献

- (1) 1月20日本学学生をもつて組織する学友会の発会式を挙げ  
愛媛大学愛真会と名付けた。
- (2) 2月16日天皇四國地方巡幸下檢分のため宮内府  
鈴木総務課長等一行 本学に来学打合せした。



私立学校

A. 縣知事又はその代理者による指導監督の状況

該当事項なし

B. 主要な問題

該当事項なし



特 別 行 事

前記の各項に含まれていない学校教育関係の活動は別に  
 述べておられるが、之に付例として、学校調査、  
 各要約、聴取、視察、教育力リキユラム研究、  
 各要約、聴取、視察、教育力リキユラム研究、  
 各要約、聴取、視察、教育力リキユラム研究、

教育研究所

1. 主要な活動及び研究事項

イ、県内科学研究者の研究施設に成る標本多数の譲受を完了、標本は研究所に搬入した。

ロ、四国、四縣教育研究所連絡協議会を聞き川口学校存立課長出席高知4人  
 徳島2人香川3人高松10人参加、右縣研究行事報告討議、及研究発表を

行す。昭和25.1.31、前日付—后日付

ハ、垣生中、小学校(専属実験学校)社会調査結果の整理及垣生校の課題

検討 昭和25.2.24—18日の間

2. 研究生の指導 昭和25.1.16—2.14の30日間

イ、人員 16名

ロ、研究機関 指導者—研究所員、児童相談所員、教委指導主事、研究委員

ハ、活動の大要 毎日午前中講義討議、午後自由研究(課題により、結果報告)  
 調査集計分析実習、学校視察等

昭和25年2月20日提出

愛媛県教育研究所



(昭和24年12月23日附 高松、第515号による民事部提出の定期報告)







社 会 教 育

A. 進捗中又は完成された主要行事

- 進捗中のも 該当なし
- 完成されたもの

1. 社会教育担任者会議

- 日時場所 2月2日 今治市 2月4日 宇和島市
- 目的 社会教育各般に互に県の方針並に進捗の状況を述べ担任者の意見を聴く等相互啓蒙に資する
- 参加者 今治会場 20名 宇和島会場 18名 (部属社会教育担任者)

2. レクリエーション指導者講習会

- 日時場所 自2月9日至2月11日 松山市
- 目的 社会レクリエーション運動を活発化するため地方に根を指し導者多数養成するためその理念を明確に把握せしめると共に指導技術を修得せしめる
- 参加者 90名 (各種民団体、学校等のレクリエーション指導者)

B. 新しいと察出された指導技術

該当事項なし

C. 社会教育委員会の業績

- 市町村社会教育委員の活動が、これ従来兎角に不活発のそしを受けていたが公民館法改訂の活発化に伴い委員会は漸次反省の動きが見られ各郡市に於いて町村委員の連絡を固る動きが、一層大きくなった
- 越前、周桑、北宇和郡はその代表的なものである



## その他の主要な社会教育行事

特記すべき討論グループ討論会、聴視覚教育、時事問題研究会等  
を含むこと

放送教育研究協議会南予地区大会

日時場所 2月8日 宇和島市

目的 放送教育が生徒児童にあたる学習の効果について研究協議する

参加者 南予地区小・中・高等学校教員及びP.T.A.代表 約200名



# 公民館

## 1. 館数

(1) 月間の増加数 5

(2) 現在の総数 129

## 2. 主要な教育活動状況

公民館運営研究協議会

日時場所 1月27日 温泉郡除井井(中町地区) 2月21日 八幡浜市(南町地区)  
2月23日 西條市(東町地区)

目的 公民館運営上の諸問題を研究協議する。

参加者 公民館長、会長、会書記、運営審議会委員、民団代表

## 3. 特定の館の教育活動の実例

該当する項なし



Wade

昭和廿五年八月二日

四國民事部教育課長殿

愛媛縣教育委員會 教育委員長

縣立高等學校視察後に於ける教育委員會の協議について  
標記の件については次のような状況でありますから御報告申し上げます

記

(一) 高校施設については次のように申合せた

(1) 各学校間に不均等の起らないような施設（特に普通教室）を行う。

註 教室の使用方法については特に注意

(2) 二枚以上使用の學校についてはなるべく早く統合する。

(3) 女子施設ならびに理科設備については早急に設備する。

(4) 設備費については既定予算より支出を行わず再編成  
による予算（要則を行うこと）により行う。

送

受

系



- (一) 寄附採納の手續ならびに登記手續を早急に完了する。
- (二) 高校の縣立移管時よりの台張を整備すること。
- (三) 丹東高校には早急に男子便所を施設する。
- (四) 高校財産処理(各地区における各学校間の内容備品の再配分)についで
- (1) 松山・今治地区は特に考慮する。
- (2) 内容設備品については配分の可能な範囲のものをとりて各地に別々に再配分を行う。
- (五) 高校予算の配分についで
- (1) 旅費・需要費共に県の予算配当額では運営しきれない状態であり、R・下・A 後援會の負担が相対行われているので地元が負担するにしても県よりの予算配当額が解らなければ、その措置が困難となるから、なるべく早く年間配当額を指示すること。
- (2) 事務局に留め置き、予算はなるべく少くする。
- (3) 設備費については一般的な予算と再編成のための予算を



混同しないようにする。

(4) 旅費については絶対額を多くすると共に、なるべく消費しないような方法と考慮する。

(七) 教員の定員増加について

(1) 欠員をなくするよう努力する。

(八) 定時制高等学校について

(1) 定時制高校については事務局で具体的資料を作成、時期をみて根本的に再検討を行うことに決定

(2) 独立校にはなるべく専任の校長を置くよう考慮する。

(九) 入學選抜方法について

(1) 本年度のように全面入學を行いは教員の増加と施設の充実とをさきから考慮しなければならぬから一学期が終ればこれについて相互の意見を聴取することに決定

(2) 一学期が終れば大体的見通しにより単位が與えられるか否かか



解りから単位が興えられなものの調査を実施する

(3) 本年度の入学選抜方法については予算(施設並に設備)及び  
 学力方面について充分研究考慮を要するから再検討を行う。

(2) 指導について

(1) 各学級若 選抜制(教科)による プラシクの時がかりのように  
 思われるからこれについて適当な方法を講じよう指導係に  
 おりて研究する。

(2) 小・中・高校の指導要領については指導係よりの説明會  
 をもつよう考慮する。

(1) 学校管理の充実強化について

(1) 事務局の指導によりシラ少し 徹底 するよう実施する。

(2) 男女共学について

(1) 別校問題 に関する事はない。



(三) 通学区についで

(1) 別校問題にするようなことはない。

(四) 更衣室ならぬに体育室についで

(1) 男女共学により是非必要の施設と認められるから、今度の予算の中に入れてよろしく考慮する。

(五) 調査統計についで

(1) 各小学校においては事務が相当複雑してゆから簡素化するよう考慮する。

色

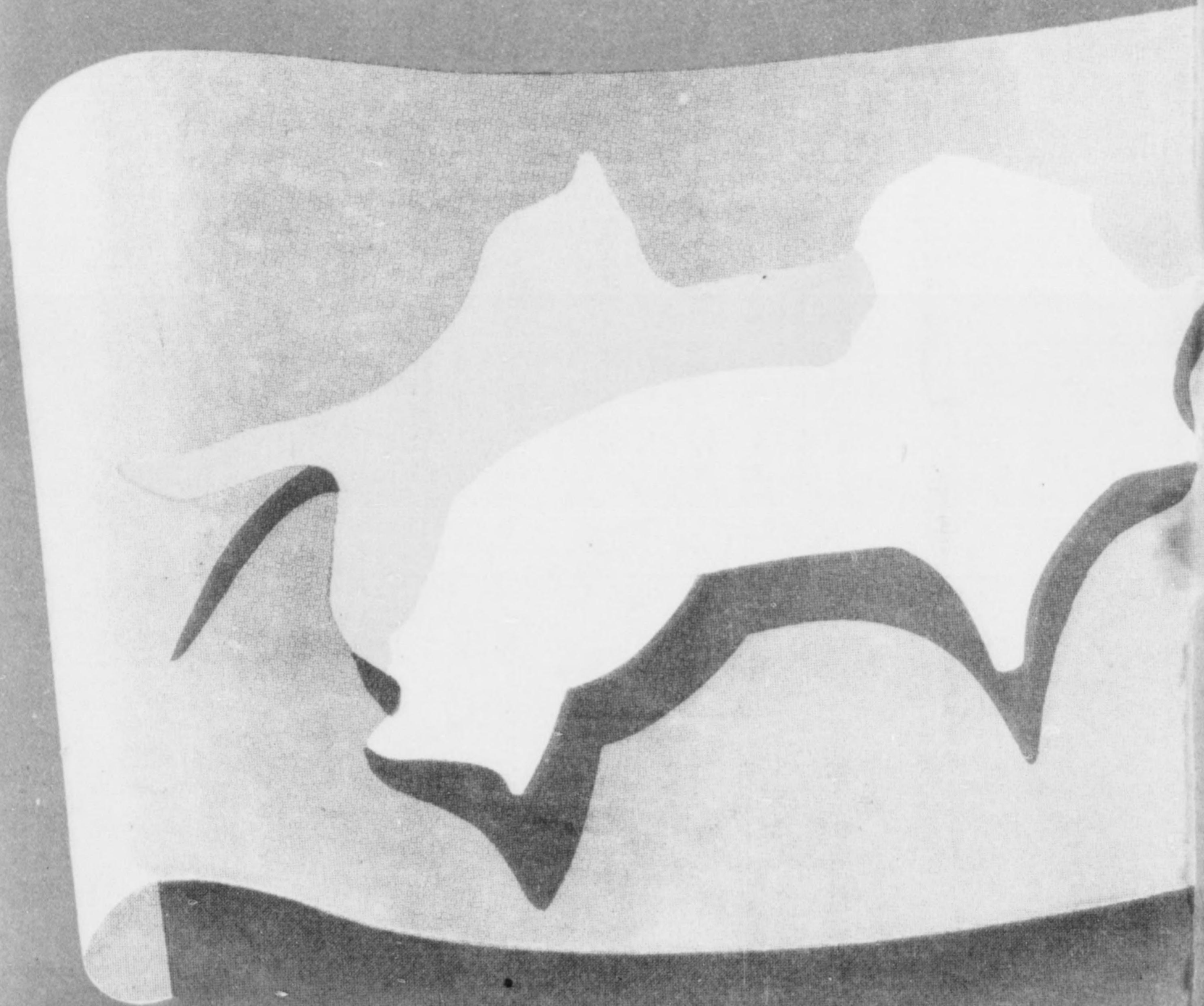
受

系



# 愛媛教育時報

第13号



1950.

愛媛縣教育委員會



卷

頭

言



二十五年度は、六・三制の完成年度にあたり、更に、再編成された新制高校も、完全に再編成の趣旨が実現される年である。

新教育の機構は、これで一應ととのつたわけであるが、これに魂をいれるのが今後に残された大きな問題となるのである。

しかし、現状は、どうひいきみにみても、名実ともに完成されたとはいえない。特に地方財政の貧困さは、新制中学建築の現状よりみても明かである。

この貧困な地方財政でもつて、教育の実をあげることは、極めて困難な、忍耐のいる仕事である。

教育の効果は一朝一夕にしてあがるものではない。この困難を克服するためには、正確な客観的な資料によつて、財政の裏付けとなる税金を収める、住民一人々の正しい、妥当な「輿論」を喚起しなければならない。

眞の民主社会は正しい「輿論」によつて、運営されるのである。

目次

愛媛教育を論ずる……喜多郡内子町 近藤一郎……1

ローマ字教育の必要とその評價……学校教育課……5

民主団体の当面する問題

社教課 正木つや子……9

合唱讚美………学教課 神尾光慶……11

迷信の話………社教課 中島 肇……13

ハムレット的体格……職員課長 シオミ・カオル……14

生活グループを中心とした共学指導

過程と実態……新居浜西中学校 佐竹省一……16

中学校男女共学実態調査表………調 査 課……20

縣下中学校英語科選抜実施状況その他

学教課 今村茂男……22

昭和二十五年全日制高校第一学年

募集人員及び進学希望者数表………調 査 課……27

共済組合の長期給付について………職 員 課……29

昭和二十四年度

愛媛縣陸上競技五傑表………縣陸上協会……30



# 愛媛教育を論ず

喜多郡内子町

近藤 一郎

教育委員会成立一周年記念

## 懸賞論文入選作発表

一、まえがき

新しい郷土を建設し新しい愛媛教育を樹立する爲には先ず現在の愛媛教育がどのような状態にあるかをありのままに知らなくてはならない。そしてよい所はいよいよ進め、まずい所は素直に反省してあらためねばならぬ。もとよりありのままを知るといふことは實に至難の事である。所與を偏狭なドグマからまもり確實な方法論を確保する爲にはあらゆるイデオロギが却けられると共に、一切の疑懼が捨てられ、一切の怯懦が死ななければならぬ。デュルケムは、「教育と社会学」の中で「教育を社会的事實とし、成熟した世代によつて未だ社会生活になれない世代に対して行われる作用である。」と規定している。彼のこの規定をいきなり提起することは或は社会

的偏向として異論のある所であろうが、現在日本の教育理論がその多くをデュルケムを深化したと考えられるデュイイに負つていゝとするならば、あながち不当なことではないと思われる。かくの如く教育が歴史的な社会の要請として生れたもので断じて社会と不可分のものである以上、當然そこに行われる教育の批判はその社会状態をぬきにしてはもはや成立しない。従つてこゝに論ぜられんとする愛媛教育は、單にその範圍が学校教育に限られないことと共に、それが愛媛縣民の生活の地平に於て考えられねばならないという二つ点を豫め確認しておかねばならぬ。社会的客觀的事実の中に問題を捕捉しこれを社会科学の諸成果に照しつゝ、眞に愛媛教育を實踐し眞に人間を尊重し郷土を愛する具体的な手掛りを示すのが小論の任務でなければならぬ。もとより淺學負荷に堪え得る所ではないが、愛媛教育の當面する最も緊要な問題について考えてみたい。

それは總じて学校教育、教育者、郷土社会の三に帰せられるようであるが、然しこれらは極めて深いつながりがあるから相互に關聯づけながら論を進めたい。

ポツダム宣言の受諾に伴つて、終戦を契機とする民主主義日本の進むべき途が自由と平和を實現する文化國家の建設にあり、その基底としての教育の民主化が新學制の實施、教育委員会法の施行等と漸次具現されてきた。そしてそれと共に愛媛教育も教育委員選舉、各郡市の實驗学校、新制高校の再編成と着々その實をあげてきた。然し我々はこの静かに現實をふり返つて、改めて愛媛教育の眞姿にふれねばならない。

二、愛媛教育の危機と克服

教育に於ける民主主義が、社会人道主義の立場に於ける教育の階級性の打破と教育の機会均等の實現、リヤリスティックな実學主義の徹底として解されるならば、六三制の意義は正にこれらの点に要約されよう。而して郷土に於ける六三制の實態はどうであらうか。

愛媛縣は山や島が多い上に、交通も又極めて不便な所が多い。従つて小さい学校が非常に多いといふ謂わば非能率的な特徴をもつてゐる。先ずこの特異性との關聯に於て中學校の校舍建築と教員數の問題をとりあげる。

六三制の重点が新制中學にあることがいわれながら、小学校と高等学校は不十分ながら現有の設備を利用出来るに反し、中學校はすべて新設であるために各地とも相当困つてゐる。試みに本年六月一日現在の統計によれば中學校建築進捗状況は

独立校舍をもつ	一九二校	六十五%
独立校舍をもたぬ	一〇三校	三十五%
着工中のもの	六三校	
校地未定のもの	四九校	

であつて計画量の六十四%である。従つてこれに伴う教室の不足數は

普通教室	八八四
特別教室	一一四九
計	二〇三三
不足坪數	五四〇三四坪

となつてゐる。このことは校舍と設備の弱小な學校が多數分立しなければならぬ郷土の地域的特異性によるものであるが、義務教育六三制の二十四年度の國家豫算に於て、その建築豫算は皆無であり、中央地方の別なく財源が涸渇してゐることを思い合せれば、正にさまよえる六三制の感なしとしない。教室のない學校教育とは何を意味するか。



次に教員数の問題をみよう。政府が義務教育國庫負担金を節約する爲に制定した定員法は、郷土の地域性と以外に鋭い相剋をみせるのである。即ち定員法によれば、小學兒童一學級五十人に對して教員一・三五人、中學一・七人の比率で教員数が決定する。教育白書によれば、本縣に於ては、教育事務所勤務、結核療養等の教員が三六七名、校長や養護教諭のハンディキャップを計算にいれると、教壇に立ち得る教員の一學級當りの實数は小学校一・一人、中學校一・三九人、と述べている。この数字は一見妥當な感を與えるが、然し我々は僻地の實態を想起しなければならぬ。即ち單級十五學級、複式二百九十二校、二部授業百二十七學級その生徒數六千九百二十三という数字がその危機を語つてゐる。このことは、口に教育の機會均等が唱えられながら、實は教育の差別待遇を受けつゝある愛媛教育の悲しむべき姿である。若しもこの危機を更に大きくするようなことがあれば、教育白書の、「愛媛教育の崩壊と断絶」といつた言葉は、單に思はせぶりではなく、完膚なきまでに妥當するのである。

以上簡單ではあるが、地域性がいかに財政的な面の交渉をもつかということについて述べた。然らば今の縣財政と教育費はどのような状態にあるか。縣財政歳出一覽表によると縣總豫算中にある教育費は、總額の約三十一%で、而もその大部分が人件費であり、教育運営に必要な物件費は極めて僅少である。この爲學校はPTAの寄附金に過大の負擔をかけてゐる。即ち二十四年度に於ける各市町村小中学校教育豫算が一億九千七十三万円であるに對し、PTAの負擔額は七千六十九万円であり大休市町村教育費の三分の一をしめてゐる。文部省は最近、シャウプ勸告の文教政策に及ぼ

す影響について發表してゐる。それによれば、平衡交付金制度の創設によつて義務教育國庫負擔法、公立高等學校定時課程職員費國庫補助法その他が廢止され、六・三・三制全体の財政上及び運営上の責任は漸次市町村の教育委員会に移され、市町村立負擔法の廢止も当然行はれることを示してゐる。この交付金なるものについて、附録に、「合理的だが最小限度の標準的行政を行うと假定した場合の歳入の豫想必要額から、利用し得る適當な標準税率による歳入額として表わされる豫想財源を控除したもの」とある。即ち教育費について、その地方の管轄下の各種學校の生徒一人當りの教職員その他の俸給、學用品、施設、維持費、新規建築等に要する金額等により標準教育費が算定され、各種專業の財政需要の全体から、その地方の財政力を控除した額が平衡交付金となるわけである。我々は今直ちにこれがどう具体化するかについて豫断を許されぬが、地方分権の名のもとに行はれるかゝる措置が却つて教育を甚だしく曲んだものにしてはならないよう十分研究されねばならぬ。

而して、人はこのような困難な愛媛教育の財政を前にして絶望するであらうか。或は、すべては時が解決するといふ觀念にとじこもるであらうか。あらし。降伏。價值の逆頭。暴力。インフレ。植民地。九原則。浮浪兒。ナホトカ。ダンピング寸前。そして貧しい愛媛教育。我々はこの絶望の果に、先覺の言葉を想起する。新しい憲法ができた頃、安倍能成氏は「忍辱慈悲の不行。」といみじくも喝破した。今日愛媛縣教育は多くを忍ばねばならぬ。

我々はこゝに愛媛教育の宿命的な財政的貧困について考えたが、然し我々の生活を反省し、合理化することによつていくらかでもこの貧困を救

ないであらうか。例えば十円のPTA會費がきらわれないで、何千円もする盆踊の裝束が迎えられるような話は案外多いのではないか。又政治家にしても、結果の目に見えることのみを術数をこらすようなことがあれば愛媛百年の計はゆるぐであらう。

今次國會に、教育委員會法改正法律案が上提されて、その強力な運営をはかろうとしてゐるが、社會人すべてがもつともつと郷土の教育に關心を寄せることによつて、困難の中にも、教育財政の現実に適つた政治的改善を望むや切である。

### 三、新しい愛媛教育の任務

學校教育の果さねばならぬ任務は多いが、我が愛媛教育が現今特に果さねばならぬ使命について考えてみたい。我々はそれを端的に、一、自ら働く人間の育成。二、科學的教養の向上の二方に打ち出した。デカルトは、「良識ある人士は必ずしも凡ゆる書を読み、又學校で教授されることを凡て綿密に學習してゐなくてもよい。それどころかそれが過ぎた場合は、それは寧ろ彼の教育に於ける一種の缺陷とさえなる位である。かれはその一生の間に他の多くのことを行はねばならぬ。」と述べてゐる。「理性の光明」の人にして自らも學び且深く影響されたフレッシュマン學院の人文學に對してかゝる批評を加えてゐる。郷土の家の中には、何と働くことを欲しない人の多いことよ。勿論その責の一半は政治力の貧困にもあるがより多くを過去の教育が負つてゐると考えざるを得ない。我々は怠惰が社會悪を作る郷土の烈しい現実から、自ら働く人間の育成を希う。又荒れた郷土を建て直し、生産の能率をあげ、社會悪を除き、心から微笑むことの出来る郷土を招來する爲



には、更に働く人間の科学的教養の向上が必須のことであらねばならぬ。石を念じて蠅虫が自滅し、八千万の運命が勘でまらうとしたり、郷土には未だ迷信が横行し、勘や「こつ」がいばつてゐる。残念なことに我々は科学の傳統や歴史を持たない。従つて我々の科学への認識は極めて皮相に止つてゐる。今こそ自らを知り、科学教育に全力をあげねばならぬ。さし当つて愛媛教育は應用科学の彩色に眩惑されることなく、基礎科学と着實にとり組まねばならぬ。尙注意されるべきは、科学教育が単に結果としての法則や成果の暗記に終るようなことなく、科学研究を通して、その方法や態度を身につけること自身を目指すべきである。

以上この使命が果される爲には、先ず器具や機械の完全な設備と特に有能な教育者及び社會の積極的協力の三者を條件とする。我々は問題提起毎に、常にこの一見平凡な三者に還歸する。とりわけ働く人間の養成には、職業教育が重視されるが、この場合は社會が直接教育の場であつて、社會としては全力をあげて協力せねばならぬ。又これなくしては、職業教育はその重要さにも拘らず實をあげ得ないのである。

#### 四、教育者の問題

今我々は愛媛教育の現實の諸相をみることによつてその死活が教育者の創造的活動の死活に因縁であることに氣付いた。孔子が後生可畏焉知來者之不知今也と言つた如く教育者の対象は常に無限の可能性を胎んでゐる故に、我々は教育者のあり方について無關心では居れない。教師の最も大きな仕事は何といつても、子供を感化し、又教科内容を子供一人一人によくわからせることである。この微妙でむづかしい仕事がなされるためには、

周到な教育計畫、綿密な教育調査及び子供が十分作業できるだけの道具が整備されねばならぬ。子供一人一人にわからせるためには、教育者は一人一人の子の能力、傾向、興味、発達を理解していなくてはならぬ。又貧しい中での道具の整備には相当な工夫と時間を要する。然るに現在の教育者はこれらがなされる時間を殆ど持つてゐない。逆説に言えば教育効果はあげようにもあがらない、例の如く教育白書によつて小學校教師の受持時間數を見ると、一人週平均二十七乃至三十時間で、一日平均六時間を教壇に立つてゐる。このような條件に加えて学校は實に雑務が多く、爲に校長はじめ教師が雑務に追はれてゐる有様である。學校教育法にかゝる事務は事務職員が擔當すべきことがうたつてあるに拘らず、現在縣下で小學校三名中學校五名を數えるに過ぎない。従來、かゝる事務方面のことが等閑に附されてきたが、學校の教育活動に大きく響くこの実狀を認識して早急に改善されねばならぬ。

教育界に實力本位の清新の氣をもたらしすべき教員免許法は生れたが、俸給や住宅の悩みは去らず教育者の生活上の暗影も消えてはいない。殊に、現在の教育者の待遇の暗影が將來の教育者、特に小學校教師の養成に憾を残すようなことがあるとすれば、愛媛教育にとつて由々しい事態といわねばならぬ。

さて、今度は教育者自身反省すべき点はないであらうか。一八五〇年頃、屋根裏の貧しい哲學者が或る夕方のパリ街を日記にかいてゐる。Let us look at this people, whose knowledge is gained from the shop-windows and the merchant's display of goods. — 流行の教育がショップ・ウインドーから。而も夕方のそれでいて、よく多くについて

の烈しい見解。いわくバージニア・プラン。コア・カリキュラム。何も我々は別にアメリカ化をひどく恐れているものでもないし、寧ろ多くの示唆を與えられてゐる。唯、我々がマルクスを解することが当然マルクスを超えることでなければならぬように、新しい思想の理解者はその思想の超克者であらねばならぬことを強く言いたいのである。單なる熱狂は神がりに等しい。デュイイは嘗て、「日本は傳統の壓力が少なかつた爲に容易にヨーロッパの技術を取り入れることに成功したが、そのため逆に根底に古いものが温存された。」といつてゐるが、殆どこの論理を裏がきするようになつてゐるが、眞に時代（歴史）と對決せんとする教育者はこの兩者を克服しなければならぬ。ザインとゾレンは思辨でなく教育實踐の嚴肅な課題でなければならぬ。然し我々は尙ザインとゾレンのギャップにある教育的ニヒリズムの存在に言及せざるを得ない。新しいものの目新しさ、ジエステニア、宣傳、煽動が力を得てゐる間はよい。やがて古い神は次の新神の出現によつて捨てられる。この悪循環の果の物憂い困憊。傍觀者お得意の侮蔑。「單なる理念一般でなくしてそれを具体化する情熱なくしては、世界史に如何なる偉大なることも現れない」とヘーゲルも云つてゐるが今や教育的情熱は地を拂つてゐるのではないか。自發性情熱が起り得ず、常に作爲的なプロパガンダにたゞまれることによつてしか教育的情熱が起り得ないとするなら、教育委員会はその人事を誇示しながらも、愛媛教育は早晩不能を診斷されねばならない。而してこの根源をどこに求むべきか。日常的過勞と、教育の自主性の脱落にあるのではないか。前者については一寸ふれたが、こ



ここで教育の自由性について教育者の立場をも超える問題としてとりあげてみたい。由來教育學は不當なる政治権力の圧迫のために科學として成立し得ず、常に觀念的抽象的に流れ教育現實の苦惱をよそに勝手氣儘な學說の氾濫に過ぎなかつた。又學問の自主性がおそろしく叫ばれた筈の新時代に既に追放教授の声を聞く。かゝる傳統のもつ濕潤な教育的世界が我々のいうニヒルの根源ではなからうか。言は奇矯ながら學問をして再び學問たらしめよといわざるを得ぬ。我々は世紀を搖るマ・ス・デモクラシー(展望四二號丸山眞男)の裡にあつて、郷土の教育が閉ざされた政治的疑懼に顛落せしめられないため、同時に教育的ニヒルの根を截るべく抜本的な手の打たるべきことを提言する

#### 六、郷土社會と教育

我々はいままで対象を学校教育に限りすぎたうである。勿論學校は社會の最も重要な公的教育の施設の一つであるが、最後に郷土社會の中に愛媛教育を定位してみよう。郷土社會が學校教育に對していかに協力すべきかについては屢々ふれたが、然し郷土社會は自らの教育を要求している。それは廣義の社會教育であり、我が郷土にあつては、PTA、公民館、婦人會、青年團の四類型をもつと考へるのが適當であらう。この中特にPTAは最も躍進しつゝあつて子供のみならず社會のためよろこばしいことである。PTAの目的は、子供の福祉を増進し、両親に對して成人教育を行い、新しい民主的な教育の理解を深め、家庭と學校との密接な連絡をはかり、社會教育の進歩に助力を與え、學校の教育的環境の向上をはかるというような点にある。PTAはこの目的を達するために、父母と先生とが全く平等の立場に立ち會員

一人一人の自発性が會の運営に與り得るような民主的なあつまりでなければならぬ。従つて會費なども出来るだけ少くしてみんながほんとうに遠慮氣兼ねなく會に参加し得るようになり、又役員等も出来るだけ多くの會員が交替で責任ある位置につき得るようになりたうと考へられる。又きまつた役員が長い間同じ位置にあるようなことはよくないし、まして、名目ばかりの会長とか、自己の權勢欲から役員になりたいような人にまかせることとは最も警戒されねばならない。そして今のような錢あつめの會から早く脱却して本來の目的に向いたものである。座談會、講習會、研究會、展覽會、遠足などPTAにふさわしい事業を創意と工夫によつて持ちたい。

公民館運動も次第に盛んになりつゝあるが、いたずらに形式にとらわれることなく、社會人相互の協力でもり育てねばならない。今次國會に圖書館法案が上提されて、全國で五千五百の圖書館が一挙に倍加されようとしているが、我々はかゝる方面を充実する一方既設の文化施設を十分利用しなければならぬ。例えば學校教育法の「學校教育上支障のない限り學校には社會教育に関する施設を附置し、又は學校の施設を社會教育その他公共のために利用させることが出来る」といふ積極的な精神を活用することによつて、學校の運動場も図書室も郷土資料室も十分利用されるとよい。勿論施設の使用に當つては十分責任はもたれねばならない。又文化機關としての郷土の新聞やラジオも努力しなければならぬ。音楽會や展覽會と同じように、郷土人の研究発表會が企画されねばならない。又郷土新聞の聲の欄なども多少の弊は豫想されるが新聞自体が唯お座なりに載せるだけでな

くもつと教育的な関心を示すべきではなからうか。歴史はいかなる時代も青年が擔當したことを教えたが郷土の青年團の驚くべき無関心さはどうしたことであらう。青少年指導者講習會も完全に黙殺されたという感じである。勿論指導者が一度や二度の講習で出来るものではないが、ヘンリー・リンクが心理學的の結果、指導者は生れつきでなく、作り出されるものであることが明らかされたと述べている所からしても、我々はこのような會が持たれてよいと考へる。雲よ虚無よ人生よということが関心事の青年のロマン。又は自我。然し社會人の深い思慮によつて、援助によつて幻滅から新しい行動の轟く日を早めねばならぬ。

#### 七、むすび

誰か過去を讀えず現在を罵らざる老人をみたことがあるか。彼等はみな自己の悲慘と悲哀とを世間のせいにして、世道人心のせいにして——と、はモンテニエの隨想であつた。今の或る人は、「いろいろな混雜や行きすぎやおしやべりがあつても驚くには當らない。」といつてゐる。然しそのような我々の考へ方が三分に一人ずつの不良兒を作つていないのならよい。要するに我々は愛媛教育を反省することによつて、その死活が社會人の一人一人にあること。又その將來に多くを残していることを知つた。我々はこのありのままの現實に立つて、たとえ貧窮の孤獨の涙を流しながらでも一歩一歩進まねばならぬ。——歴史の生成はわれわれみずからの実践なのである。——

幸い、郷土の空は碧く且つ高い。

【筆者、喜多郡五城小學校教諭、二四才】



# ローマ字教育の必要とその評價

學校教育課

昨年末、京都にて文部省主催のローマ字教育研究協議會が開催されたので、その会の状況及びローマ字教育等のあり方について述べてみたい。

昭和二十一年四月に発表されたアメリカ教育使節團の報告書は、我が國の教育制度、方針に大きな示唆を與えられた。「新日本の教育憲章」ともいふべきものであるが、その報告書において、特に「國語の改革」なる章が設けられ、しかもそれは総論のつぎにおかれていたことからも、使節團がいかにこのことを重要視したかということも察せられるし、日本の根本的な教育制度の改革についてはもちろん、日本の將來にも、この事は大きく廣く深い影響をもつものと思われる。

その一章は、冒頭に「わたしたちが本當に日本の子供らのためを思うならば、こゝで遠慮したり、安きにつくことを考へて、見逃してならないひとつの問題がある。それは言語の問題だ」と書きおこし、

「深い義務の觀念から、そしてたゞそれだけの理由で、われわれは日本の國語の徹底した改革をすゝめるのである。」

國語改革の問題は明かに根本的で急を要するものである。それは小學校から大學に至るまで、事實上教育計画の殆どあらゆる部門にその影を投げかける。この問題を満足に解決できなければ、意

見の一致をみた多くの教育目的を成しとげることにはきわめて困難になるであろう。例えば諸國民の理解の促進や自國における民主主義の助成がさまたげられるであろうとのべ、ついで日本の國家の恐るべき學習負擔と、その失望すべき學習成果に言及して、國語改革についてとるべき三つの案をのべている。

第一は漢字制限案  
第二漢字を全廢して、一定の方式のかなを採用しようという案

第三は漢字もかなも全廢して、一定の方式のローマ字を採用する案

の三つであるが、「これらの諸案のうち、どれをとるべきかはなか／＼決定する事はできない。しかし、歴史上の事実と國語のこまかい研究とを考へあわせて、使節團は、いすれ普通一般の國字においては漢字が全廢され、表音式表記法が採用されるべきものと信じている。」とも述べている。勿論漢字のうちには一種の美しさがあり、その他いろいろのよい点は認めるのであるけれども「一般の民衆が國の内外の事柄によく通じて、はつきり意見が述べられるようになるべきである」とすれば、もつと簡便な読み書きの手段が與えられなくてはならない。實施のできる総合的な計畫の完成には、時日を要するではあるが、しかし

今こそそれに手をつけるよい機會である」として

一、ある制式のローマ字をせひとも一般に採用すること。

二、えらばれるべき特別の制式のローマ字は、日本の學者、教育指導者および政治家からなる委員會がこれを決定すること。

三、その委員會は、過渡期の間、國語改良の計畫案を調整する責任をもつこと。

四、その委員會は、新聞、定期刊行物、書物その他の文書を通じて、學校や社會生活や國民生活にローマ字をとり入れる計畫と実施案を立てること。

五、その委員會はまた、もつと民主的な形の國語を完成する方法を研究すること。

六、國字が子供の學習時間を足らなくさせる大きな原因であることを考へて、この委員會をすみやかに組織すべきこと。適当な期間内に徹底的な報告が發表され、包括的な實施計畫が發表されることを望む。

ついで、このような國語委員會が國立研究所(既に實現)にまで發表する事になるかと思われるのと、最後に、現在が國語改革最良の機會である事を再説し、戰爭が多くの外國人にも日本の國語と文化の研究熱を刺戟して來たこと、日本人も國內國外の生活において、新しい方向に動きつゝあるのであつて、しかもこの新しい方向は、文書通信の簡單で効果的な方法を必要とするのとつて「國語は意志疏通のひろい公道たるべきであつて障壁であつてはならない。世界のために、永久の平和をもたらそうとこいねがつている世界各地の思慮ある男女は、言語が國家の孤立化や排他的精神を助長するような事態は、あらゆる場合に打ち破らなければならない」という事をよく知つてローマ字の採用は、國境をこえて、知識や思想を



傳達するうえに、大きな寄與をなすであらう」と結んでいる。

こゝに、このようなことを引き合いに出したの  
は、直ちに國字をローマ字化しようという意図か  
らではない。わたくしたちは、よく、まつ毛の上  
の塵を見逃しがちだという。あまりにも身近かす  
ざる國字の問題、話し言葉の問題。わたくしたち  
は、幼き者のために、明日の世代のため、ぜひと  
も何らかの打つべき手を、この方面へ、うつてや  
らねばならないであらう、食わず嫌いということ  
は許さるべきではない。心を空しくし、從來のゆ  
きが、こゝりを一てきして、聞くべき意見はこれを開  
き、このさい、「人民の、人民による、人民のた  
めの」ことを考へて行くべきであらう。

ところが、日本語法はさほどむずかしいも  
のではなく、その困難はもつぱら表記法にあると  
いわれている。児童用語彙調査の結果では、子供  
は大抵漢字を二〇〇〇字以上、成人になると平均  
三五〇〇字位つかつてゐる。國會の速記の統計で  
は、頻数の高いものはおよそ三五〇〇字、  
それで主なものは大抵三〇〇〇字位である。中國  
では約四一五〇〇〇位日常つかつてゐる。だから  
日本より余計にこまるかといふとさほどではない  
といふのは、その一字一字のよみ方が一つに限ら  
れているから四〇〇〇〇字あれば、四〇〇〇〇の音を  
おぼえればよいのである。(尤も、電報を打つ時  
は困るであらう。)ところがわが國の漢字(わが  
國の漢字といふ言ひ方が、おかしいではないか)  
は一字で、いろ／＼によむ。「行」の一字で、ア  
ン、ギョウ、コウ、ユク、「生」の如きは一字で、  
セイ、シヨウ、ゼイ、ジヨウ、ウブ、キ、ナマ、ウ  
ム、ウマレル、ハエル、オウ、ナル、フ、イキ  
ル、イカス、等二十近くのみ方がある。草とい  
う字をバコとよむ。なぜかというに、タバコのバ  
コじやないかといつた笑話の種が数多くあるのも  
あまり有難い話ではない。そういえば、美味い、

と書いても、上手いと書いても「うまい」とよま  
せることになつていて、本國より漢字は少しく  
なくても、その一字一字が大變色々によみかえら  
れているので、實際は、その負擔は、はるかに本  
國の中國に勝るのである。個有名詞の如きは、よ  
めないのがあたりまえ位に考へてゐる。たま／＼  
名前がやさしい文字でも、それを音で呼んでも、  
訓で呼んでも、平氣で、御当人は、「ハイ、ハイ」  
と答へてゐる。いかにも、見識のない話である。  
われ／＼はことばを使つて話をすると共に、こ  
とばをもつて考へるのである。そのことばが只今  
実に複雑困難をきわめてゐる。

干渉——鑑賞——勸奨  
高度——光度——硬度——コード(英語)  
こんな誤解をまねきやすいことばで考へてゐる  
事を、そのまゝ口に出して話してみれば、相手は  
何と聞きとるであらうか。

しかもそのようなことばが、すべてもと／＼外  
來のことばである事に思ひ到る必要があらう。他  
人に知らせず、自分の秘密を守つた時のイブツ、  
よらしむべし、しらしむべからずの時代のイブツ  
はこの民主主義の時代には、もはや、白晝の星の  
如く、我々の生活からは、遠ざかり、うすれてゆ  
くべきものであらう。

「我々の健全なる經濟生活は完全なケンコウに  
よつて、はじめて可能となる」といふ文の中のケ  
ンコウとは何であるか。きいてはわからぬ。權衡  
(バランスの意)と書かれてあるのをよんではい  
めてわかる。これからのことばは、マス、コンム  
ニケイション(公衆に廣く傳へる)の場合が、文  
明の進むにつれてますます、多くなる事が豫想され  
る今日、よまなければわからないことばがハンラ  
ンしてゐる事実を何と見るか。このように同音で  
まぎらわしいことばが無数にある外に、「忘れ物」  
といへばよいところを、わざ／＼遺失物といわ  
なければ氣のすまない悪い癖の人も沢山ゐる。一

般人によくわかることば、——そのことばをもつ  
て、お互が考へ、はなし、きゝ、かき、よむ、そ  
のような時世がいつ来るであらうか。その方便と  
して、ローマ字教育へ、わたしは、一つの光明を  
もつてゐる。ローマ字でかれば、勢い、さきのよ  
うな場合、ケンマーといつては何のことだかわか  
らない、さきのコードしかり、カンショイしかり  
コードの場合ならば、あかるさ、か大さ、たかさ  
とかければよい。それには、平がな、片かなのよ  
うに、表音文字ならば、何でもいゝわけだが、い  
ろは四十七文字よりもつと少くすむローマ字  
(二十六のアルファベットの内、國語を書くには十  
九文字でたりる)で、書いておれば、自然むすか  
しい(といふよりは、聞いただけではわからない  
ことば)がおい／＼の内に減つてゆくであらう。  
ローマ字を使う事によつて國語が平易なものとな  
り、平易なことばになると、ます／＼ローマ字が  
つかいよくなる。

字引の「コウシヨウ」の處をみれば、実に驚く  
ほど、高商、高尚、交傷、好尙、降將、翺翔、行  
商、行賞、講頌、講誦、口誦、考證、巧笑、交渉  
歛床、光照、光昭、工匠、工商、工廠、公娼、厚  
賞、公稱、公證、哄笑等々、と数限りなく文字が  
ならんでゐる。この悉くを、使いわけ聞きわけ  
には絶大な博學多識を必要とし、大學までの十六  
ケ年の内、このために空費される時間を思へば、  
これは、いつまでも未解決のまま、ではつておかれ  
ていゝ問題であると誰も考へはしないであらう。  
ローマ字教育が、國語改良へどんなに働きかけ  
るかをよく、くだけてお話ししたわけであるが、  
ローマ字教育の何たるかについては、も早や、各  
校において、先程當方よりもれなく配布した「ロ  
ーマ字教育の指針」によつて御承知の事と思ふ。  
まだの方は、この際是非とも、一讀されて、ます  
校内のワーク・シヨップでとりあげて頂きたい。  
小学校でローマ字教育を行うためにとるべき方



針はいかにあるべきか。  
 小学校の児童は、ローマ字による國語のよみ書きを習得することによつて、國語の音韻についての自覚、國語の構造、ならびに機能上の特質についての理解をふかめることができ、また成人社会における表記形式と同じ表記形式を速やかに身につけて、文字組織のやさしさから、多くの語を習得する便宜をうける。それ故に、ローマ字教育は、かな漢字まじり文による國語教育と併行して、行われるが、その眼目は、國語教育の徹底、充実にいう事に求められるべきである。こゝに小学校におけるローマ字教育の根本方針がある。即ちかな漢字まじり文による國語教育の存在を一方に認めながら、ローマ字による教育の独自の効果をあげる事に専念し、國民の國語能力、國語知識を高めることがローマ字教育の方針、目的であつて、ローマ字が英語その他の外國語に用いられているために、英語その他の外國語を授ける前提としてローマ字による國語の読み書きを教えようといふ考え方もあるが、これは、まつたく誤りであつてローマ字教育は、あくまでも、國語教育のために行われるものとして、考へなければならぬ。

ローマ字教育と英語教育とは全く別なものだとなし、英語教育にも大きな不都合を來す。例へば、*ロンドン*で*シ、ロンドン*でと教えて、英語との關係を持たせようとする、子供は日本流の*ロンドン*を發音して、正しい英語の發音のみをこまさせるのに大骨折となる。従つて、ローマ字のつづり方も、漢語流のヘボン式によらないとする説の理由もこゝにある。ローマ字は世界文學だからこれをよくおぼえておけば、外國語をならう時、したしい氣持で接する事ができることや、文學そのものの大體の知識が與えられる事などが、ローマ字教育と外國語教育の關係であることをはつきりしておかねばならない。

ひるがえつて本縣の實情をみるのに、

昭和二十三年の調査では、	小學校の方は	二十二年に教えなかつた校数	四五校
		教えられた校数	三九五校
となつていて、その教えの式目の内訳は	訓令式	二五七校	
	ヘボン式	六三三校	
	その他	七二校	
となつていて、そのうち一年間學習時間数は平均	三二、二二時間となつており、八三一一人の生徒がローマ字の學習を行なつてゐる。その時併せて行つた二十三年度の豫定の調査では、四四〇校の内四三七校までが実施を計畫しており、式目別の生徒数は	六五一七五人	
	訓令式	一七九七八人	
	ヘボン式	一一五〇〇人	
となつていて、訓令式が壓倒的である	中學の方は	二十二年に教えなかつた校数	三八校
		教えられた校数	二四〇校
教えた式目の内訳は	訓令式	一一五校	
	ヘボン式	五六校	
	その他	六七校	
一年間學習時間数(平均)二二、五五時間	學習生徒数は四八〇八一人	さらには二十三年の豫定として、実施を計畫してゐるもの二五九校、豫定のないもの十九校で、こゝにも進歩の跡がみられる。その式目の内訳は、生徒数でみると	
	訓令式	二九〇九三人	
	ヘボン式	二二二一五人	
	その他	九七七九人	
となつていて、やはり、英語につづりのやゝ近いヘボンの採用のされ方が小學校よりずつと高いの			

は一考を要する。  
 本年度教科書展示会の結果、各校より提出して頂いた、昭和二十五年使用図書採択カードによつてローマ字教科書の來年度の使用總数を式目別に、集計してみると、つぎの如くなつてゐる。

訓令式	小學校	三九六六二冊	中學校	二七八六一冊
ヘボン式	四一〇五〇冊	四二三九冊	九〇六八冊	
その他	一四五二四冊			

即ち、小學校では、日本式が一番多く採用されて訓令式がこれにつき、ヘボン式が最下位にあるが中學校では訓令式が一番で、小學校で最下位であつたヘボン式がこれにつき、小學校で最も多くつかわれてゐる日本式が、中學校では最下位にあるといつた如き珍現象を呈してゐる。國語教育者たるもの、よくよく熟考すべき点であらう。

なお、教科書の需要率をみるに、(この上、古本使用が若干見込まれねばならない)これを、國語の教科書と比較すると、小四は一、〇四%、小五、九九%、小六、九二%、中一、六九%、中二、三二%、中三、二七%、小學校の平均九九%、中學校の平均四二%、小中の平均六九%という普及率を示してゐる。

右の数字が示してゐるように、高學年程、使用率が低く、小六と中一、中一と中二との間に劃然たる一線がひかれて、格段のひらきがある事は、ローマ字教育の困難性を物語つてゐるものと考へられ、ローマ字教育に、いかに社會性、生活性をもたせるか、という事からむ大きな問題として今後の指導面で、注目される事である。

去る三月、文部省でローマ字教育の効果測定に關する調査を小、中學校に對して行つた際、本縣も十九校がその対象となつたのであるが、その結果によれば、完全に回答した五六〇校のうち、式目別では

訓令式	三二八校
日本式	五三



へボン式 一三一  
不明 四八  
となつており、更に教授法別では  
語形法 三六校  
五十音法 二〇三  
両者 二〇三  
不明者 九〇  
となつてゐる。更らにこれを地域別にみると

三式	訓	日	へ	不明	計
地域					
都市	124	28	53	30	235
農山漁村	203	25	77	15	320
不明	1	0	1	3	5
計	328	53	131	48	560

教授法	語形法	五十音法	両者	不明	計
地域					
都市	18	73	103	41	235
農山漁村	18	129	125	48	320
その他不明	0	1	3	1	5
計	36	203	231	90	560

いずれの式目をとるべきがよいか、又いかなる教授法が最も望ましいか、それは、現在、誰も決を下すものはないのであつて、以上の数字も、そのまゝを決定の資料とするべきでは勿論なく、更に今後一層の考交を必要とするのであらう。

人の中  
 (一) ローマ字の勉強は  
 1 面白とおもいます 七二・八%  
 2 面白とおもいません 二九・二%  
 3 どちらかわかりません 一五・五%  
 4 未回答 二・五%  
 (二) ローマ字の勉強はむずかしいと  
 1 思います 三九・三%  
 2 思いません 五八・五%

3 未回答 二・二%  
 (一) ローマ字の授業をつづけてやりたいと  
 1 思います 五二・八%  
 2 思いません 一五・〇%  
 3 どちらでもよい 三二・〇%  
 4 未回答 一・二%  
 (二) ローマ字の時間は  
 1 もつと多い方がいい 四四・〇%  
 2 今と同じ方がいい 四六・五%  
 3 もつと少ない方がいい 二六・八%  
 4 未回答 二・七%  
 (三) 父兄に對しては一九六五四人の内  
 1 父兄に對しては、家に帰つてから、ローマ字の話を話した  
 2 父兄に對しては、家に帰つてから、ローマ字の話を話した  
 3 父兄に對しては、家に帰つてから、ローマ字の話を話した  
 4 父兄に對しては、家に帰つてから、ローマ字の話を話した  
 (四) あなたの役には、どのようにお考えですか  
 1 役にたつた 七・八%  
 2 役にたつた 七・八%  
 3 役にたつた 七・八%  
 4 役にたつた 七・八%

4 未回答 二・六%  
 (一) ローマ字は教え易い学科ですか  
 1 教え易い 四〇・六%  
 2 教えにくい 四八・三%  
 3 普通 二・四%  
 4 未回答 八・七%  
 (二) ローマ字をつづけて学習させた方がよいと思  
 1 いますか  
 1 させる必要がない 七四・六%  
 2 させる必要がない 一六・八%  
 3 どちらでもよい 四・八%  
 4 未回答 二・八%  
 (三) 授業時間数についてどのようにお考えです  
 1 もつとふやしたい 二七・〇%  
 2 今と同じでほしい 四七・七%  
 3 もつとへらしたい 二〇・七%  
 4 未回答 四・八%  
 (四) ローマ字は、児童、生徒にとつて  
 1 役にたつ 七・七%  
 2 役にたつ 七・七%  
 3 役にたつ 七・七%  
 4 役にたつ 七・七%  
 (五) 漢字の誤答率は  
 1 漢字の誤答率は 三三・九%  
 2 漢字の誤答率は 三三・九%  
 3 漢字の誤答率は 三三・九%  
 4 漢字の誤答率は 三三・九%  
 (六) 各別誤答率の集計では  
 1 各別誤答率の集計では 二七・二%  
 2 各別誤答率の集計では 二七・二%  
 3 各別誤答率の集計では 二七・二%  
 4 各別誤答率の集計では 二七・二%



終戦後新憲法によつて、民主主義的な方向にゆくべく固く世界に約束して立つた日本として、今や民主主義、民主団体は將にフアツションショウの如く華やかに國民生活の中に登場して來ました。そしてその中でも、P.T.A、婦人団体、青年団体、労働組合等は全国的に結成されて、その運営の研究が盛に行はれてゐるのであります。が、何

### 民主団体の當面する問題

社会教育課 正木つや子

といつても戦後日浅く結成されたこれ等の団体としては、尙多くの問題が残つてゐると思はれます。それで私はこゝにその當面の問題を考へてみたいと思ひます

先づ第一の問題として

民主団体としての自覚をしつかりと持つていた

きるしるし 七八・一% よう音 六一・二%  
 という數字が出た。出來のわるかつたものを、その順に直音のうち、出來のわるかつたものを、その順にあげると  
 べ、べ、ゼ、ゾ、ヂ、ボ、ゲ、レ、ド、ネ、  
 へ、メ、ケ、ホ、ロ、テ、エ、ノ、セ、コ、ゴ、  
 オ、ヨ、ソ、モ、ト、  
 長母音では ii、△e、△u、△o、△a、の順、つまる音では PP、KK、TT の順である。  
 きるしるしでは *na* が七八・九% *ni* が七七・三%の不出來。  
 拗音では チユの六五・九%を筆頭にシヤ、ピョ、ビョ、ギユ、ニユ、ヒユ、ミヤ、リョ、キョ、シヤ(五七・四%)順であつて、この辺に、つゞり字指導のゴツがある事がつきりわかる。  
 今、國立國語研究所では、昨年(ひきつゞき、ローマ字教育実験調査委員会)の希望によつて、教多の實驗學校が、その學校の希望によつて、おかれである。この方面に心ある方は、學校教育の現狀である。今からでも希望を申出て頂きたい。課長あてに、

明日の、よりよき日本のことばのために、我々  
 は、まずなにかから、手をつけてゆけばよいか、こ  
 の事を皆様への問題として訴えて、おわかれした  
 り。  
 Dora o nagaweru sivoi kuno wa, izuko no hito ni  
 mo sivoi kuno to nagamerare nagara, sikano, so-  
 no naka niwa utukusise ga zyubun komerare te  
 iru.  
 Izuko no izureno hito nimo, rikai sare nagara, a-  
 ono nakani, magemento imi ga zo sarenu yo na ko-  
 toba o tuzuru koto ga dekita, donnanai tarosii s-  
 eikatu ga hirakete yuku koto de aru.  
 (中華國語2年(1)やらしいことばで—から)  
 ローマ字教育推薦雜誌  
 こゝろばの教育  
 東京都文京区音羽町三ノ一九(講談社ビル)  
 (振替東京一六七六八) 一ケ年概算二四〇円(送料共)

ゞき度い。特に會員一人一人の自覚をのぞみ度い  
 —といふことであります。私は縣下に懸命に民  
 主的に運営すべく研究し努力しておられる P.T.A  
 婦人団体、青年團の數多くあることを聞きます。  
 と同時に未だに封建的な昔のまゝの團體のあるこ  
 とも聞きます。然し私達が新憲法の精神により世  
 界と共に歩んでいこうとするならば、矢張り世界  
 と同じ様に世界に通ずる民主的な形式組織によつ  
 て、眞の民主的な運営をしていくことが、如何に  
 大切であるかは、もう申上げなくともわかつて居  
 られることと存じます。そしてこの民主主義は單  
 に言葉と思想だけのものではなく、実践と技術を  
 持つものであり、そしてこの実践と技術とは個人の  
 権利を守る爲に、歐米に於て數百年にわたつて研  
 究され、考案されて來たものであり、その中で又最  
 も重要なものは團體を組織し運営してゆく技術だ  
 とゆうことであります。而して之が眞に身につい  
 ている團體が現在どれ位あるでしょうか。民主主  
 義を完全に理解してゐる團體はあるかもしれませ  
 んが、民主主義を完全に実行してゐる團體は非常  
 に少ないといへるのではないでしようか。何故な  
 らば、實行するには特定の技術に熟達することが  
 必要でありますから、即ち如何に團體を結成する  
 か、どんな会則を持つてよいか、役員の選挙は如  
 何にするか、委員会とはどんなものであるか、ど  
 んなにするのか、總會をどんな風に開くか、定例  
 會議の順序は如何にすればよいか、議事規則はど  
 んな風になつてゐるか、役員の仕事と責任は、會  
 員の任務と責任と權利は、等等これ等を會員の一  
 人一人が眞に知りしかも身につけることによつて  
 眞に民主的に物事を決定し進行してゆくことが出  
 來るのであります。眞に民主的な團體となること出  
 來るのであります。これが出來ない限りは衆愚團體  
 となり、衆愚政治となつていくであります。こ



の技術を素直にとり入れて研究して居られる団体では民主主義が如何にむつかしいものであるかを十分に知りそして又会員の一人一人がこの技術に熟達せずしては団体の民主的な運営は全然出来ないと思ふ感されていることと思ふのであります。この意味において、先づ第一に自覚して欲しいと思ふのであります。

第二の問題として

過去にとらはれたり、現在にしゆん巡したりすることではなく、今後如何に進んでゆくかという點に私は絶えず目をむけていかなければならないという事であると思ひます。嘗つてあつた事より現にある事が僕には重要だ。現にある事より得べきこと、あるであらう事の方が僕には更に重要だ……ジイドこれは個人にもあてはまる事だと思ひますが、あらゆる偏見を捨てて、いつも新しい氣持で絶えず積極的に、如何にあることが、如何に進むことが、正しい方向であるかを求めていく謙虚な態度、したがつて、自分達の會合だから、はたからいらぬ事をいつて貰い度くないといふに肩をいからしたり、これで好いのだといふ現狀に満足した氣持をもつたり好いかげんで手つと早くすまそうといふ賛成異議なし式の氣持だの、現在ではどうにもし様がない、そんなこといつたつて出来やしませんよ。といふ様な諦めの氣持、等団体の民主的な発展に非常な障害になると思ひます。而もこうゆう団体が、縣下に割合に多いのではないでしようか。現狀に満足しないで而も素直にどこまでも研究し改善していこうとゆう態度、自分で自分達の問題をつかみとつて、自分達でしつかりと協力して解決していこうとゆう態度を先づ持つて貰い度いと思ふのであります。即ち自主の人、自主の団体であつて欲しいと思ふのであります。各人が独立自主の存在であることを自覚しその責任を果す事の義務のあることを確信すること、こゝに各団体の民主的發展の要素がある

と思ふのであります。絶えず生々發展して止まない生命これがどの団体にも欲しいと私は希ふものであります。

第三の問題として

P T Aにしても婦人団体にしても青年團、労働組合にしても、その使命は、各団体が、如何なる方面に於て、他人に奉仕すべきにあると思ふのであります。

即ち、その団体が如何に他の爲に最も多く益となり得るのであろうかを常に考へることであり、その適確に示されるであろうし又ゆくべき道もはつきりとわかつて来るに違いないし、そこによき計画も生れて來、実行すべき事も定まつて來るであらう。自然協力もされて來るであらう。團體とは中の少數のものが抜んで支配するのでなく個々の協力が可なるものでなければなりません。そしてそこに又團體としての喜びと幸福が生れて來るにちがひありません。どの人にも、どの團體にも、よりよきもの、より美しきもの、より幸福なもの、よりよいものはなしでしよう。ジイドはその昔、新しい糧の中に、僕は自分の中にやむにやまれない幸福であるべき義務を感じる。僕の幸福はあたへることから成つてゐる僕の幸福は他人の幸福を増すにある。自分が幸福であるために僕は万人の幸福を必要とする。といつています。個人にしても、團體にしても自らを幸福にする爲には他の幸福を希い他の爲につくすことにあるといへるのでありませう。すべての團體がそれ／＼自らの事のみを考へず、すべての爲をも図つていつたなら、何と美しい世界が出来上つて來ることでしょう。そんなことは夢かもしれませぬ。ねごと位なところかもしれませぬ。而しこんな言葉があります。人生はより美しくなり得るとの確信を棄てるな。と……

私は各団体が又各會員一人一人が、自己を捨て

他につくすことによつて、より高くより美しくより廣くより深く、より尊い世界を築き上げていつていただく事を希ふものであります。

第四の問題として

以上の三點よりして各々の団体の本質をしつかりと知つて欲しいとゆうことであります。

P T AはP T A本來の、婦人団体は婦人団体本來の、青年團も労働組合も本來の性質がある筈であります。又それがなければ存在の意義はない筈であります。そしてそれ／＼の團體は結成後種々の經驗を得て充分に本質を知つて居られる筈であります。しかし私はその經驗をもとにして更に深い本質への反省をしていさ度いと思ふのであります。そしてそれを中心にして更に具体的に發展してゆくという風になり度い、經驗を通じ反省し更に深く研究し探究してゆく、そして更に又發展してゆくという風になり度い。と申しますと第二と重複する様であります。各々の団体の本質をしつかりと把握することにより、自分達の問題は何かといふことがはつきりとわかつて來るのであります。そして更に私は各々の團體がそれ／＼の本質にしたがつて、それ／＼の働きをなすつゝ、大きい一つの教育方向を持つて動いてゆく、丁度地球や水星金星木星天王星、がそれ／＼の軌道を自主獨立の運行をしつゝ太陽を中心として整然と動いている様に、又オーケストラの各々の楽器がそれ／＼の音色を出しながら、全体の一つのハーモニーを奏する様に、私はこれ等の團體が各々自らの本質にもとづいて、自らの歩みをつゞけつゝ、又渾然とした調和の世界、平和と幸福の大シンフォニーをその地域地域に奏でて欲しいと思ふのであります。そしてそれは一人一人の人達のそれ／＼の團體のよき意志によつて可能なことであると確信いたします。故に、私はそれを心から信じてその日の一日も早く來らんことを待ちのぞんでゐるのであります。



### 合唱讚美



神尾光慶

つれづれなるまゝに、アルバムに貼りもしないで、不精にも樂の空箱に放り込んだまゝの、幾枚かの写真を見るときも眺めてみると、ふと風變りなのが二枚続いて出て来た。

一枚は、梅の林を背景に、若い男女が三十名ばかり集り寄つてゐるところ。他の一枚は、やはり梅の梢々に取り囲まれた谷合の岩に腰を下し陣を作つて、何かこう語り合つてゐるといつたところ。その方は、右肩の隅に小枝が一本大きく出て白い花が一輪あざやかに寫しとられてゐる。一群の人の顔は何れも小さくて、誰彼の見境いづつきにくい。白く光つてゐるのが印象的で、如何にも楽しい團樂の一時を表現して余りがある。それを見てゐると、この寫眞を撮つてくれた人の厚意と共に、その時の情景がありありと脳裡に浮んでくる。

「余りにも美しく、余りにも楽しそうに集り傍らの者さえ、あなた達の、温い空気の中に溶け込んでしまふやうでした。こだますコーラスの歌聲に、我を忘れて思はずカメラを向けたのがこの写真です。御諒解を得ないで撮つた失礼は、幾重にもお詫びしますが、どうか意のあるところをお汲み取り下さつて、御受納頂けば幸いです。」といつた意味の手紙にそえて、未知の人が送つてくれたのがこの二枚である。ちよつと一昨年の今頃のことであつた。M溪谷の梅林が満開だといふので、私達の合唱團では、

こぞつて一日の行樂をこゝろみることになつた。折から、風もなく、冬陽にしては暖か過ぎる位の日氣、足取りも軽く、誰か一人メロディを口ずさむと、次々にそれに和して、何時の間にかポリュムは加わつて、混聲のコーラスとなる。目的地迄五料の距離も、またたく間に盡きてしまつた。質素な辨當も、車座になつて共に開けば、山海の珍味に勝るものがある。持参した菓子や、果物をも互にわかちあつて、心置きない談話に我を忘れる。腹は満ちたし、枝々の白梅は微笑みかけると、じつとしていられない躍動的な喜びの感情を、思ふ存分表現したいと思ふのは我一人ではない。細長い枯枝を草叢に見付けて、指揮棒代りとし、稍々小高いところに立つと、同志の面々は言ひ合はしたやうに、それを中心にして、銘々適當な位置について私の顔を仰ぐ。メンデルスゾーンの「うぐいす」に始まつて、「植生の宿」「アフトンの水」「ハレルヤ」「碧きドナウ」と旋律は続々に流れ出し、リズムは心を弾ませる。唯歌いに歌い、自らなるハーモニーの美しさに恍惚として、我を忘れる以外に、何も考へることはない。タクトを握る手も、いや増しに昂まりくる感情に熱し、やがては全身がリズムと化し、樂想は自由の天地を駆け廻る。何分経つたか、快い疲労を覺える程に合唱を終つて、座に直ろうとすると、それ迄、附近一帶重箱を開いてさわめき興じていた管の花見客が、箸を口に持つていくのも忘れたやうに振仰いで、聴きいつていたらしい視線にぶつつかつた。自分達のグループの外に、何も意識をもつていなかっただけに、周囲の眼が急に大勢に感じられ、こんな拙い演奏にも、耳を傾けてくれたかと、恥ずかしさと誇らしさと錯雜した氣持が胸をかすめる。その時ふと眼を足下に移して私ははつとした。私は一体其処に何を見たか、それは十五六歳位に見える三人の学生であつた。貸筵を延べて、畫齋を真中に胡坐をかいてゐる迄

はいとして、何とその横には、どぶろくの一升瓶がちやんと待つてゐるではないか。更に注視すると、湯呑茶碗が一人一人に廻されて、粘りをもつた白い液体が、なみ／＼とつがれてゐる。もう大分あけたらしく、三人共どことなへ少年らしくないませた顔を、眞赤にさせながら、幾分舌もつれのする声で、何か言ひ合つてゐるのである。帽子はあみだに、ボタンは悉く外して胸をはだけ、茶碗を手にした姿は、あたかも天晴れ小酒呑童子といつた恰好。私は、いさゝか啞然とせずには居れなかつた。それが、生活にうみ疲れた大人の、たまにするひとときであれば、咎める方が寧ろ無理であらう。しかし、相手はまだ子供である。この梅花の蕾の一つにも、谷間の流れに浮ぶ一片のはなびらにも、こよない想いを胸に感じ、自然の美に端的に觸れ得る、心の純粋性を充分身につける年頃の少年である。それが、自然の美のみには満足しきれない恐らく余り美味いとも思へぬアルコールを、どうしてまあとにせねばならぬというのだらう。その上、学生にしては何とふてぶてしいその態度であることか。私は軽い憎惡の念と、輕蔑の情を禁じることができなかつた。しかし同時に、ふてぶてしく見えるその顔の中に、また微かに残る稚さをも見逃しはしなかつた。彼等は、酒は呷り乍らも拂い除けることのできぬ一種の罪惡感に責められてゐるのである。大人が公然と許されるのに、どうして俺達が飲んで悪いんだ——という、反抗的な態度の直ぐ後から、忍び寄る悔恨にも似た情がちくちく胸をさすのだ。それを、敢て壓殺しようと、傲然と構え直して又杯を重ねる。いくら重ねても重ねても、本当には酔い切れないで、依然と残るのは白々しい虚無感——そうしたもののが好きでもない酒に親しませるといふのか。私はここで、彼等よりも遙かに年長であり、しかも、立



派に自活できる、社会人である、コーラスの青年達の面を改めて見直した。誰も酒類を持参してはいない。少々は嗜む者もある筈だ。いや、その中の一人には確かに相対しているとも聞いた。いや、こんなことを言っているとは當の私からして決して人後に落ちる方じやないではないか、しかも、麓の茶店には酒瓶も並べば、ちやんと肴の用意もしてある。嗜もうと思えば、何の手間もかゝりはせぬのだ。それが一たび合唱團の催しとなると、全く不文律の中に、禁酒が断行されている——というよう、全然酒を必要としない——というのは、一体どうしてだろう。そして、飲酒の好きな者も、この世界では酒のない方が、かえつて人の心を接近させるといい、日頃無口な者も、酒のないこの空気の中で、不思議とはしやがたい位、晴々となつてくるというのはどういうわけだろう。そこには、きつと合唱のもつ一種の魔力が潜んでいるに違いない。無形の何ものか、大きな力として作用しているに違いない。そうとしか思えないのだ。では、その合唱のもつ魔力とは何か。無形の力とは何か。私はそれを合唱する喜びに歸せしめたい。その喜びこそは、酒を忘れしめるに充分であり、美食を必要とせぬ盛宴を生み出す根元力となり得る。然もそれは、獨りで歌う喜びとは異り、大勢の人々と和する時、初めて生ずる歡喜である。自分の力を知り、自己の位置を自覚し、驕慢と獨善を排して、全体に生きる喜びである。それも、自己犠牲というようなものではなく、自己實現といつた満足感と、幸福感を與えられる雰囲気においてなされるのである。そのことを、最も明確に体験するのは指揮者であろうか。全神経は、一本のタクトの先に集約されるが、それでも足らずとして、眼が口以上の役をつとめ、

顔の筋肉の動きにも、髪の毛の動きにも、意図する曲のエキスプレッションは、遺憾なく表れずにはおられない。だがそれを、素直にうけとる謙虚さと、鋭いセンスが、メンバーの側になければ、指揮は徒らに独善的で、一方的なものとなり、その身振りは無意味とさえなる。だから、コーラスの第一要件は、コンダクターを中心とするメンバーのアンサンブルにあるのである。これがなければ如何に個々人の技術に於て、優れたところがあるにせよ、音楽的資質に恵まれたところがあるにせよ、全体としての統一は保たれず、演奏効果はあがらない。こう思ひを及ぼすと、演奏技術に多少欠ける所があつても、團員の精神的な、結合が強く固な時は、その演奏は音響学的なハーモニー以上に、何等かの調和感を生じ出すにはないであらう。それは、酒を必要ならしめ、精神に落着きを興えしめ、疲れを癒してくれる媒介者なのだ。

そう考へながら、私はもう一度彼等三人組を見た。彼等と雖も、ヤンぱり調和に満ちた世界を欲しているのではあるまいかと。そうだ、そうなのだ。三人が車座になつてゐること自体が、何よりもそれを雄辯に物語つてゐるではないか。孤独に堪えないで、友を求め愛を欲し、平和な世界を現出しようとする。唯しかし、彼等の場合、少しく手段が違つてゐるようだ。人と和し、自然と和するその環境構成の條件に、酒をもつて來てゐる。それは少年にとつて、いさゝか不釣合といはねばならない。而してそれは、余りにも直接的であり過ぎる。それを純化する方途を知らないで、唯盲目的に成人の模倣をして、欲求を安易に満たそうとする。けれども、それは明らかに誤りである。何故なら、彼等には酒に酔いしれなければならぬ種類の悩みはない筈だからである。だから、自然を讚美し鑑賞しようとする時に、どのようにすることが、適切であるかという方法を知らせば、酒に近よらせないで済むのではないだろうか。例えば若し彼等にして、コーラスする喜びを知つていたら、必ずやこのような手段を選ばないで済んだであらう。

こう思うと、何だか彼等が可哀想にさえなつて來た。無暗と責めてはならない。仰いで見る眼は、幾分ねたみもちながら、片隅では、自分を恥じる色さえもかすかに見えるではないか。私はつくづく思うのであつた。世の多くの少年達に、余暇をどのように利用するか具体的な方法を知らしてやらねばならぬと。それを知らないために、知らず識らずの中に、悪の道に踏み入る者の尠くないのと思うと、まことに慄然たるものがあるではないか。

それにしても、私は合唱を讚え、合唱することを世に擴めるよう——そしてそれにより、幾らかでも子供達を悪の世界から救ふことを提唱したい我々の生活は、音楽的なものか、もつと／＼入り込んでゐるのではないか。就中、手取り早くて一時に大勢が樂しめ、経済的にも殆ど負擔を必要とせぬコーラスこそは、最も大衆性をもつてゐるといつても過言ではない。ハーモニーを通じて、美の世界を只管に求めて止まぬ子供達の出現を企図して、子供の合唱團運動の盛んとならんことを私は心から期待するものである。

(筆者 學校教育課補導主事)



年を迎えるたびに、思い出すことの一つに、迷信がある。兎肉を妊婦が食べると三つ口の子を生むと言う。三つ口の子は遺傳であつて、兎肉とは関係はない。兎肉の賞美と元且の逸話に、昔、徳川家康の祖先徳川有親が信洲の林郷というところに、まだ徴録であつたころ、土地の豪族林光政という人が、大晦日の夜、折からの風雪の中で兎狩を行い獲物を元且の朝料理して有親に供したことがあり、その年から徳川家は次第に興隆したというので、家康は毎年の元且兎の吸物を賞味し、家風となつたということである。お目出たにあやか

### 迷信の話



社教課 中島 肇

るわけではないが兎肉大いに結構と私は元且から賞味している。食物の迷信は、この他に妊婦が昆布を食べると胎児に巻きついて流産するとか、愚にもつかぬ話である。

迷信は明るい市町村、楽しい民主主義日本の建設を阻む大きな原因の一つである。これに就いて調査したところ、信じるものが五〇才以上に多いのはやむを得ぬとして、解らないという者が二〇才から五〇才までについて三〇%、信じるという者が一三%、その比率も女性七〇%に到つては、家庭生活に根ざす封建性の拂拭もあやしくなる。

通俗的なものでは、病氣の時、医者にかかつたり薬をのんだりせず、神佛や、まじないにすがる者が十名のうち二名はある。病氣と迷信について、科学知識の低さを物語るものであるが、日の吉凶、九星、厄年、方角などという不便、不自由の迷信を見聞して苦笑せすにはいられない。家相とか方角とかで動きのとれない例を挙げる、台所改善をしたいが、あの場所を今年いじると祟りがあるから三年後とか、カマドの位置を交えるのは來年の立春後でなくてはならぬとかいうのである。最も馬鹿げていながら、相当分別のあるはづの知識人までが何かとこだわっているのは、結婚につきまとう迷信である。犬年と猿年とは性が合わぬとか、水の性と火の性はよくないとか、こんな愚かなことを平気で信じている人がおかし。犬の子は何年に生まれても犬である様に、人間は何年に生まれても人間の性しか持つていない。人間の性質は遺傳と環境に

よつて決まり、決して生れ年によつて決まるものではない。いのえうまの女については、昔、支那で数をかぞえるために使つた十干十二支に五行説を配した結果で、いのえ(丙)も、うま(午)も火の柱で火の性が二つ重つて強くなるという全く科学的根拠のない話で、徳川時代、この年には火事が多いという迷信から「夫を殺す」というようにまで発展した残酷な人道上、黙視の出来ぬ迷信である。結婚年令について其他の迷信に、女は十九と三十三、男は四十二が厄年だといつて嫌われるが、十九は「重苦」三十三は「散々」四十二は「死に」また女の二十二は「二並び」即ち「荷が重る」からいけないといわれる。これでは全く噴飯に値する。私達は、先づこつた種々の迷信を打破り、科学の上に立つた生活をしなければ、文化的生活、生活改善はいつまでたつても口頭禪に終つてしまう。(社会教育課主事)



### 学校教育に即應する青少年赤十字

日本赤十字社愛媛支部青少年赤十字係

学校教育の正しいあり方を求めて、從來の教育活動を厳しく反省し、先ず児童、郷土、社会の實態を調査すると共に、児童に対する観方に一大修正を加える必要がある。先生は、常に児童と共にあらねばならぬ。子供になりきることが肝要である。子供の中に溶けこむ感覚がない故に、大人の無理解、無理強いが起るのである。子供の目で子供を眺め、その目で郷土社会を観察するとき、過去の教育理念、教育方法の上に、

多少なりとも誤謬のあつたことを発見する。それはあまりにも大人中心の考え方見方であつて、子供にまでそれを強制していたのである。子供の実態を知り、郷土社会の實情を辨出、これまでの教育生活にあきたらぬ先生達は、教育の一環として、現状に即應する青少年赤十字団を結團し、伸ゆびく児童のため改善すべき郷土社会のため、團の補導と育成に力を傾け、その健全な発展を念願する次第であります。



ツルゲーネフが、その有名な論文「ハムレットとドン・キホーテ」において、ドン・キホーテの性格にたいして、ハムレットの性格を論じている。ハムレットの性格については、ひとつの常識ができてあがつているのに、ハムレットはいつたいどんな体格であつたのだろうかという、いわばハムレットの体格については、ほとんどまつたく関心がないようである。そして、しいてそれについての意見をもとめられると、ちよつと考えてみて

### ハムレットの体格

—わたしはこれに近いようである—



シオミ・カオル

から、その深刻に苦悩する魂のもちぬしは、ヤセがただつたにちがいないというのである。しかし、事實は常識をうらぎつて、でぶでぶの肥大漢だつたことを証明する。わたしは、このことについて考えるとき、人間の読書などというものの力の限界をしみじみ感じるのであるが、シェイクスピアの「ハムレット」をよんだほどの人ならば、ハムレットがどんな体格であつたかを知らないはずがないのである。というのも第五幕のハ

ムレットとレヤチーズ決闘の場における王妃のせりふ「肥りじしゆえ息が切りよう。これハムレット、この汗拭で汗をぬぐや」(坪内訳による)に、はつきり「肥」と示されているからであるが、実は案外、「ハムレット」そのものが、それほど読まれてないかもしれない。しかしながらこれは、いまの日本だけのことでないようであつて、ゲーテの「ハムレット」をドイツ語にほんやくして、それを上演しようというときのことであるが、

ゼルロ「一体シェイクスピアのえがいたハムレットというのは、どんなふうだというんです。」  
 ウイルヘルム「第一ハムレットはブロンドの髪です。」  
 アウレリーエ「それ、それがりすぎというんですよ、なんでそんなことがわかるんです。」  
 ウイルヘルム「そりやもうデンマーク人として北國人として、うまれつきブロンドの髪であおい眼をもつておりますよ。」  
 アウレリーエ「で、シェイクスピアは、それを考へておつたでしようか。」  
 ウイルヘルム「いや、はつきりと云いあらわしてはありませんが、しかしいろいろな所と関連させてみると、必然そうとしか思えないんです。決闘をしても怠儀であり、顔に汗がながれてくるので、王妃も「肥つていやは息苦しかろう」とおつしやつておられます。してみると、ブロンドの髪でむくむ肥えているとほか思えないじやありませんか。褐色の人たちは若いとき、そう肥えていることは珍しいですよ。それに彼のふらふらしているゆううつ性や、よわよわしている哀愁や、実行力の不決断などは、やせた褐色の髪の毛の青年よりも、そういう体格の人にふさわしいじやありませんまいか、やせた人はどうしても果敢で、敏捷でありがち

ですからねえ」  
 アウレリーエ「それじや、せつかくの想像もめちやくちやですわ、そんなでぶでぶのハムレットはおよしなさいな」  
 (訳は大體、岩波版、林久男訳による)

でぶでぶのハムレットは、ゲーテの時代でもやはり「せつかくの想像をめぐちやくちや」にするよくな、いわば幻滅の悲哀をもよおすのであつたのであるが、ゲーテのつくりあげたハムレットの影像はこのようにブロンドの髪とあおい目の肥大漢であつたのである。しかしながら、それはそれとしても、わたくしとして氣にかかるとは、ふらふらしているゆううつ性や、よわよわしている哀愁や、実行力の不決断などが、ふとつていて人の特性にされてしまつていゝことであつて、体格と性格のあいだに、ゲーテのゆううつなつながりがあるかどうかはわからないけれども、いわれてみると、そういう氣がしないでもないのである。西郷隆盛なども、まつたく理想的な人柄のようにかんながえられてしまつていゝけれども、往時論前後の彼が、ゲーテのいうハムレットの性格とすこぶる似かよふものであつたことは、大隈重信の証言するところである。(「大隈伯昔日譚」)もつとも、これは大隈だけのいゝことであるし、大隈は征韓論で西郷と対立した人であるから、彼の証言にのみたよることはできがたいけれども、大隈証言を否定しなう氣にもまたなりがたいのである。

ハムレットの性格について、もつともくわしく論じているのは、いゝまでもなくツルゲーネフであるが、ツルゲーネフによるとハムレットの性格は徹頭徹尾エゴイストであり無信仰であつて、一切に疑惑をいだきながら、また己れ自身をも信じえない、自己卑下の毒をふくんだ慰安と背中あわせの、他にたいする完全なる優越感、したがつてまた大衆にたいする蔑視など、およそ否定的な面